



# MHAM外国株式インデックスファンド

追加型投信／海外／株式／インデックス型

- この目論見書により行う「MHAM外国株式インデックスファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2024年8月8日に関東財務局長に提出しており、2024年8月9日にその効力が生じております。
- 「MHAM外国株式インデックスファンド」の基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家のみなさまに帰属します。したがって、ファンドは、元本が保証されているものではありません。

## アセットマネジメントOne株式会社

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。  
ファンドは、課税上「株式投資信託」として取り扱われます。

### ■委託会社への照会先

【コールセンター】 **0120-104-694** (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】 <https://www.am-one.co.jp/>

発行者名	アセットマネジメントOne株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 杉原 規之
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

## 目 次

第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	4
第1【ファンドの状況】	4
第2【管理及び運営】	40
第3【ファンドの経理状況】	46
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	93
第三部【委託会社等の情報】	95
第1【委託会社等の概況】	95
約款	124

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

MHAM外国株式インデックスファンド  
(以下「当ファンド」といいます。)

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」と称することがあります。）です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

また、当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付けまたは信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

### (3) 【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

### (4) 【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

※ 「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除して求めた金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号※
アセットマネジメントOne株式会社	<a href="https://www.am-one.co.jp/">https://www.am-one.co.jp/</a>	0120-104-694

注：電話番号はコールセンターのものであります（以下同じ）。

※電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時から午後5時までとさせていただきます。（以下同じ。）

### (5) 【申込手数料】

① 申込手数料（受益権1口当たり）は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額としますが、2024年8月8日現在の各販売会社の申込手数料は無手数料

です。なお、申込手数料は変更になる場合があります、申込手数料には、消費税ならびに地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が課せられます。

- ② 申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。
- ③ 「分配金再投資コース」を選択された場合の収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

#### (6) 【申込単位】

- ① 申込単位は各販売会社が定める単位とします。
- ② 「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」による取得申込が可能です。販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。なお、「分配金再投資コース」を選択されたお申込者は、収益分配金の再投資に際し、1口の整数倍をもって取得することができます。
- ③ 申込単位および取扱コースについては、販売会社にお問い合わせください。  
※当初元本は1口当たり1円です。

#### (7) 【申込期間】

2024年8月9日から2025年2月7日まで

※ 申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

#### (8) 【申込取扱場所】

当ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	<a href="https://www.am-one.co.jp/">https://www.am-one.co.jp/</a>	0120-104-694

#### (9) 【払込期日】

取得申込代金は、販売会社が定める期日までに、販売会社にお支払いいただきます。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、アセットマネジメントOne株式会社（「委託者」または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、みずほ信託銀行株式会社（「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払い込まれます。

#### (10) 【払込取扱場所】

取得申込代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。なお、払込取扱場所については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	<a href="https://www.am-one.co.jp/">https://www.am-one.co.jp/</a>	0120-104-694

#### (11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

## (12) 【その他】

### ○ 投資信託振替制度における振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① 外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）受益証券への投資を通じて、MSCI コクサイ・インデックスを構成している国（地域を含みます。）の株式（以下「外国株式」ということがあります。）に投資を行い、MSCI コクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み）※の動きに連動する投資成果を目指します。

※ MSCIコクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み）とは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。

本ファンドは、MSCI Inc.（以下、「MSCI」といいます。）、MSCI の関連会社、情報提供者その他MSCI指数の編集、計算または作成に関与または関係した第三者（以下、総称して「MSCI関係者」といいます。）によって保証、推奨、販売、または宣伝されるものではありません。MSCI指数は、MSCIの独占的財産です。MSCIおよびMSCI指数の名称は、MSCIまたはその関連会社のサービスマークであり、アセットマネジメントOne株式会社による特定の目的のために使用が許諾されています。MSCI関係者は、本ファンドの発行者もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体に対して、ファンド全般もしくは本ファンド自体への投資に関する適否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックするMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIまたはその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマークおよびトレードネーム、ならびに、本ファンドまたは本ファンドの発行会社、所有者、その他の者もしくは団体に関りなくMSCIが決定、編集、計算するMSCI指数のライセンス所有者です。いかなるMSCI関係者も、MSCI指数の決定、編集または計算にあたり、本ファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体の要望を考慮する義務を負いません。いかなるMSCI関係者も、本ファンドの発行時期、発行価格もしくは発行数量の決定、または、本ファンドを換金する方程式もしくは本ファンドの換算対価の決定もしくは計算について責任を負うものではなく、また、関与もしていません。また、MSCI関係者は、本ファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体に対して、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関するいかなる義務または責任も負いません。MSCIは、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入または使用するための情報を入手しますが、いかなるMSCI関係者も、MSCI指数またはそれに含まれるデータの独創性、正確性および／または完全性について保証するものではありません。いかなるMSCI関係者も、明示的か黙示的かを問わず、本ファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体が、MSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行いません。いかなるMSCI関係者も、MSCI指数またはそれに含まれるデータの、またはそれらに関連する過誤、脱漏または中断について責任を負いません。また、MSCI指数およびそれに含まれるデータの各々に関し、いかなるMSCI関係者も明示的または黙示的な保証を行うも

のではなく、かつMSCI関係者は、それらに関する特定目的に対する市場性および適合性に係る一切の保証を明示的に否認します。前記事項を制限することなく、直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、結果的損害その他あらゆる損害（逸失利益を含む。）については、その可能性について告知されていたとしても、MSCI関係者は、かかる損害について責任を負いません。

本証券、本商品もしくは本ファンドの購入者、販売者もしくは所有者、またはその他いかなる者もしくは団体も、MSCIの承認が必要か否かの確認を事前にMSCIに求めることなく、本証券を保証、推奨、販売、または宣伝するためにMSCIのトレードネーム、トレードマークまたはサービスマークを使用したり、それらに言及することはできません。いかなる状況においても、いかなる者または団体も、事前にMSCIの書面による承認を得ることなくMSCIとの関係を主張することはできません。

#### <ファンドの特色>

- I M S C I コクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指します。
  - II 株式への投資割合は、原則として高位を維持します。
  - III 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ② 5,000億円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限額については、受託会社と合意のうえ変更することができます。
- ③ 一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

#### <商品分類>

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 ( ) 資産複合	インデックス型  特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

・商品分類定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
インデックス型	目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

<属性区分>

・属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く)	ファミリーファンド  ファンド・オブ・ファンズ
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年2回	日本 北米 欧州 アジア オセアニア	為替ヘッジ※2
不動産投信	年4回	中南米 アフリカ	あり ( )
その他資産 (投資信託証券)	年6回 (隔月)	中近東 (中東) エマージング	なし
※1 資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型	年12回 (毎月)		対象インデックス  日経225  TOPIX  その他 (MSCIコクサイ・インデックス(円換算ベース、配当込み))
	日々		
	その他 ( )		

※1 当ファンドが投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「株式・一般」です。

※2 「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。



・属性区分定義

その他資産 (投資信託証券)	目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。
株式・一般	目論見書又は投資信託約款において、主として株式に投資する旨の記載があるもので、大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。 ※当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、株式に投資を行います。
年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル (日本を除く)	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が、日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。
その他 (MSCI コクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み）)	目論見書又は投資信託約款において、日経225又はTOPIX以外の指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいい、括弧内の記載は、その該当指数を表す。

(注1) 商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

(注2) 当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

(注3) 当ファンドはマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、株式を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

(2) 【ファンドの沿革】

2010年11月19日	信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始
2016年10月1日	ファンドの委託会社としての業務をみずほ投信投資顧問株式会社からアセットマネジメントOne株式会社に承継
2022年3月1日	ファンドの主要投資対象に「外国株式パッシブ・ファンド・マザーファ

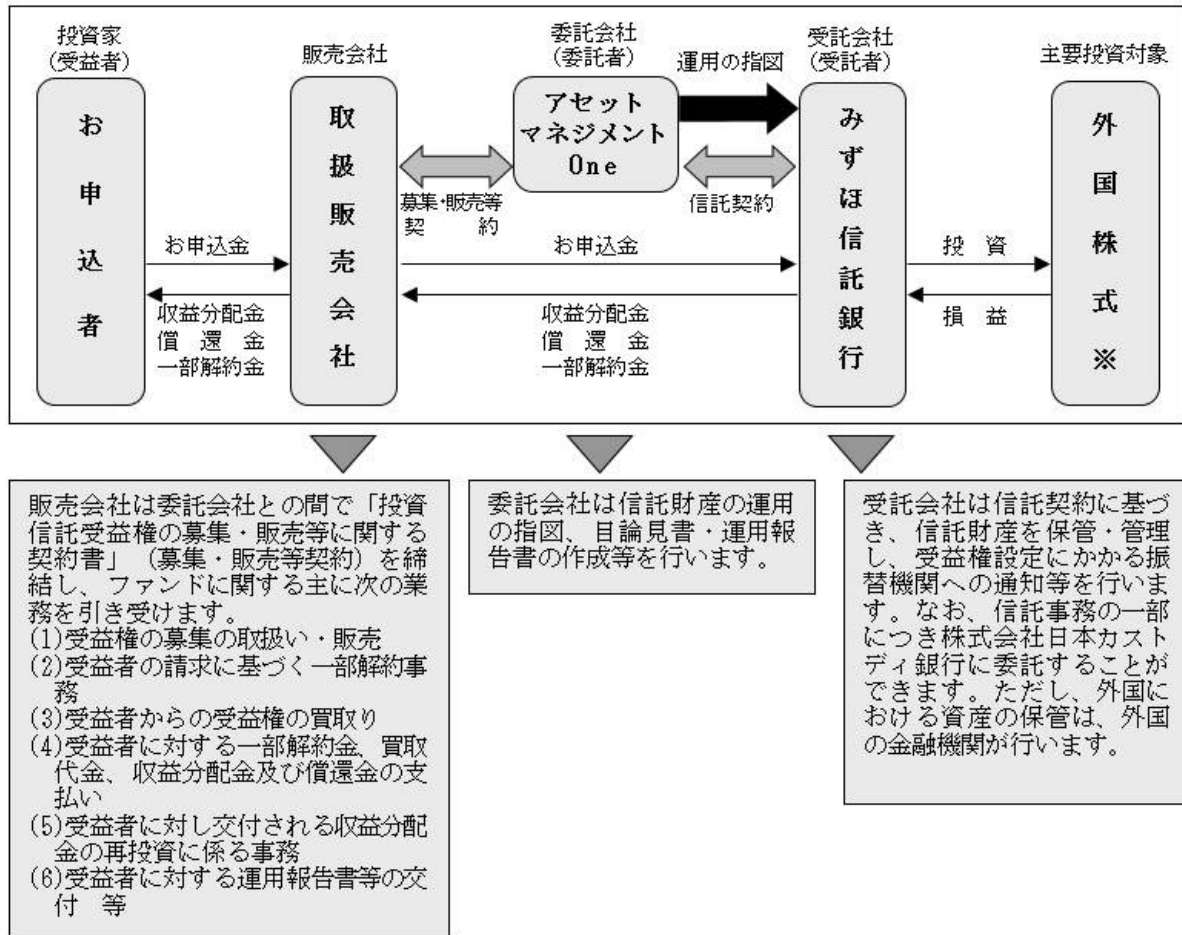
ンド」を追加

2022年6月29日

ファンドの主要投資対象から「MHAM外国株式インデックスマザー  
ファンド」を削除

### (3) 【ファンドの仕組み】

#### ① 当ファンドの運営の仕組み

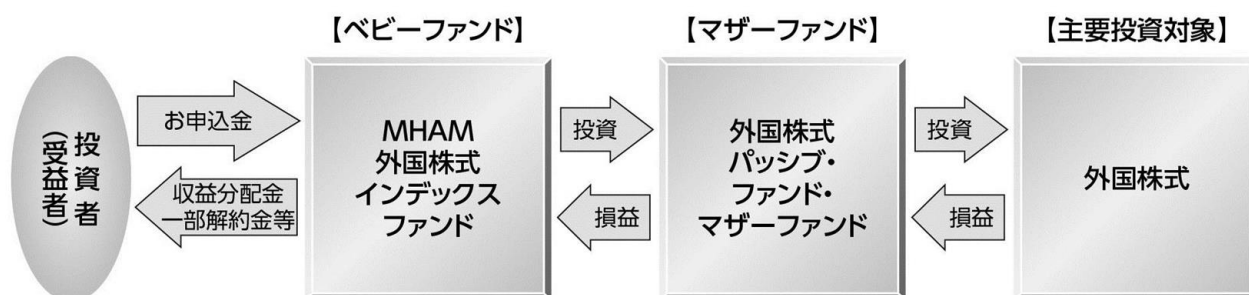


※ 主要投資対象である外国株式には、主として、外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンドを通じて投資を行います。

#### ② ファミリーファンド方式の仕組み

当ファンドは「外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

《ファミリーファンド方式》



※ ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

※ マザーファンドのほかに、株式等に直接投資する場合があります。

### ③ 委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円（2024年5月31日現在）

委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日	D I A Mアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

(2024年5月31日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株※1	70.0%※2

第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0%※2
------------------	--------------------	---------	---------

※1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

※2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### ① 基本方針

この投資信託は、MSCI コクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

#### ② 運用方法

##### 1. 主要投資対象

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

##### 2. 投資態度

a. 主として、MSCI コクサイ・インデックスを構成している国（地域を含みます。）の株式を主要投資対象とする外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券に投資を行い、MSCI コクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指します。

b. 株式の実質組入※比率は、高位を維持することを基本とします。

※ 「実質組入」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額をいいます。（以下同じ。）

c. 運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の実質組入時価総額と株価指数先物取引等の買建玉の実質時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。

※株価指数先物取引等の詳細については、後記「(5) 投資制限 a. 約款で定める投資制限 ⑩ 有価証券先物取引等」をご参照ください。

d. マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。

e. 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

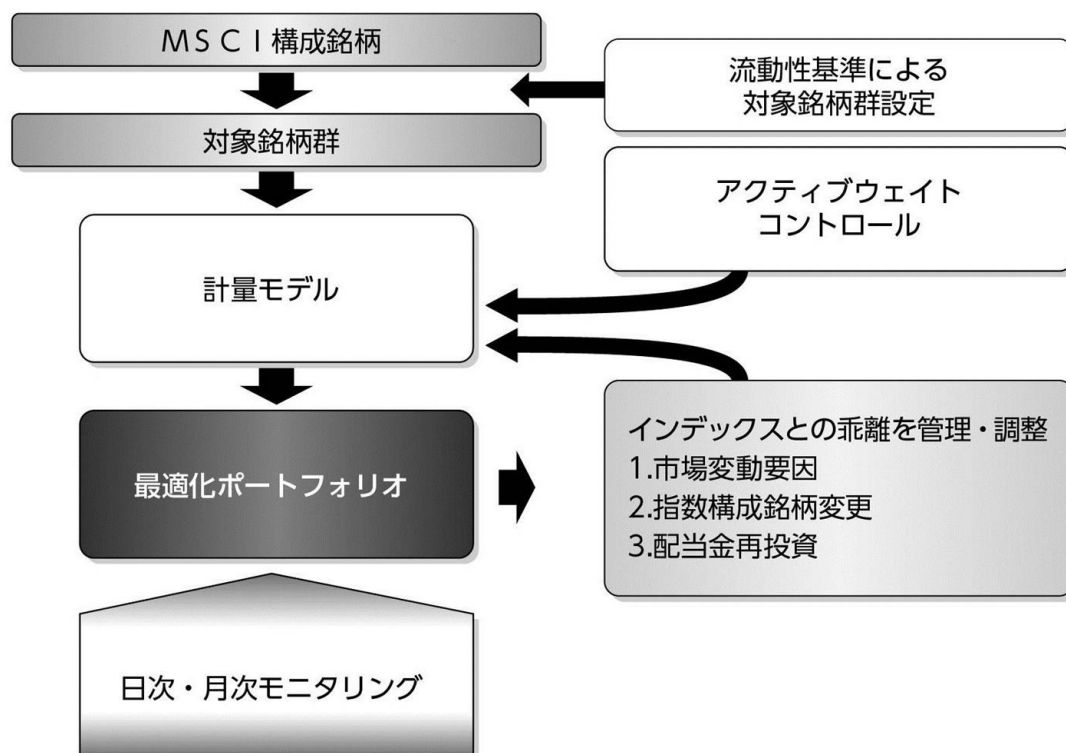
f. 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

g. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取

引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

### ③ ファンドの投資プロセス

当ファンドは、主として外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券への投資を通じ、以下のプロセスにより外国株式に投資を行います。



#### ①流動性基準による対象銘柄群設定

取引コスト、マーケットインパクトの低減を図る為、MSCIコクサイ・インデックス構成銘柄のうち、流動性が著しく低くかつ時価総額比率が小さい銘柄を除外して投資銘柄群を設定します。

#### ②最適化法によるポートフォリオの構築

インデックスとポートフォリオにおける個別銘柄の構成比率との差（アクティブウェイト）を一定以内に抑えた上で、計量モデルを用い、インデックスとの乖離を抑えます。

#### ③インデックスとの乖離を管理

日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理して、必要な場合は速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。

インデックスとの乖離要因には以下のものがあります。

- ・市場変動に伴うもの：推定トラッキングエラーの増加に伴い実施
- ・ベンチマーク構成銘柄の変更に伴うもの：四半期に一度の銘柄入替、コーポレートアクションおよび指数構築手法の変更に伴い実施
- ・配当金再投資に伴うもの：キャッシュ比率の上昇に伴い実施

## (2) 【投資対象】

### ① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - a. 有価証券
  - b. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第24条、第25条および第26条に定めるものに限ります。）
  - c. 金銭債権
  - d. 約束手形（a.に掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - a. 為替手形

### ② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンドの受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人が発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.～11.の証券または証書の性質を有するもの（外国の者の発行する証券または証書で、1.から6.の証券または証書の性質を有するプリファードセキュリティーズ（ハイブリッド型のプリファードセキュリティーズを含みます。）およびこれらに類するものを含みます。）
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、プリファードセキュリティーズ（投資証券および投資法人債券のハイブリッド型のものを含みます。）に該当するものを含みます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で21.の有価証券の性質を有するもの  
 なお、1.の証券または証書、12.ならびに17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および12.ならびに17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものならびに14.の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券（投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

### ③ 金融商品の指図範囲

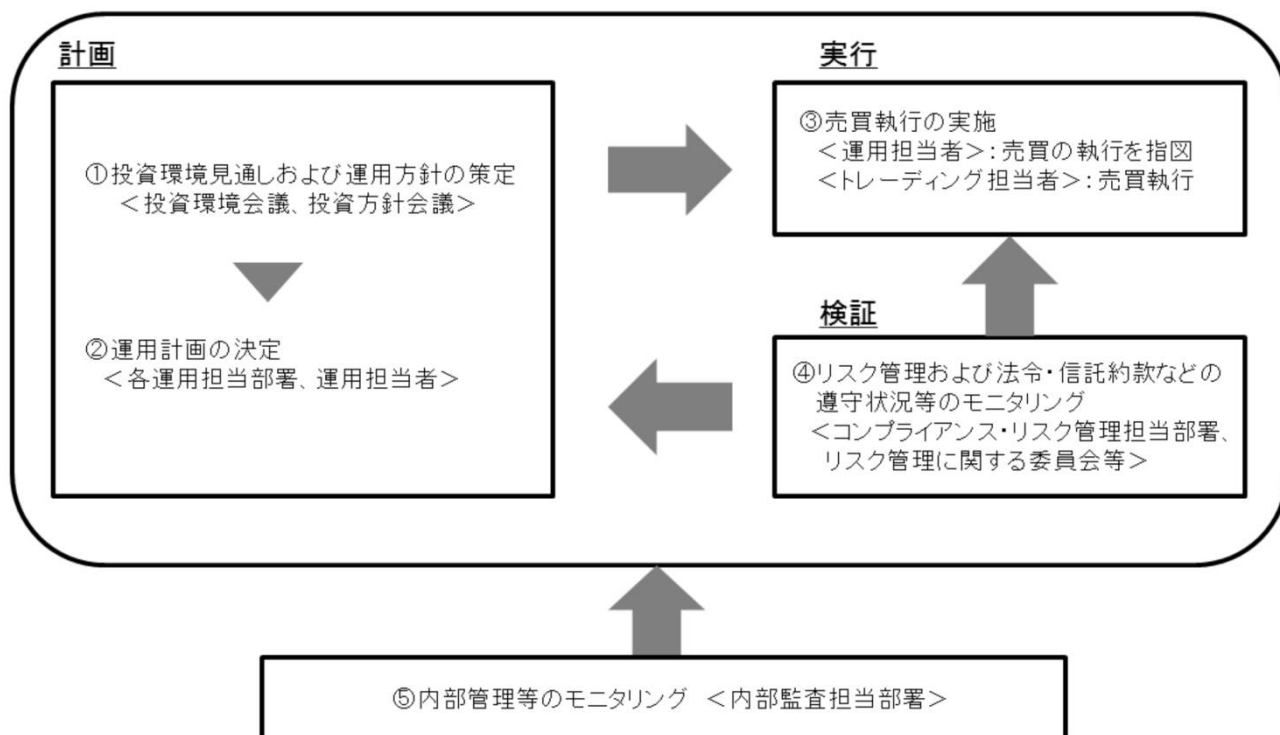
委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。また、②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を下記1.から4.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

7. 金銭債権（ただし、流動性のあるプリファードセキュリティーズに該当するものに限り、前記1. から前記6. で該当するものならびに「② 有価証券の指図範囲」の12. および14. に定める証券または証書を除きます。）
  8. 投資事業有限責任組合契約または有限責任事業組合契約に基づく権利その他の権利（金融商品取引法第2条第2項第5号に定めるものをいいます。）
  9. 外国の法律に基づく権利であって前記8. に掲げる権利に類するもの（リミテッド・パートナーシップ（LP）（マスター・リミテッド・パートナーシップ（MLP）に該当するものを含まず。）を含みます。）
  10. 合名会社もしくは合資会社の社員権または合同会社の社員権（金融商品取引法第2条第2項第3号で定めるものをいいます。）
  11. 外国法人の社員権で前記10. に掲げる権利の性質を有するもの（リミテッド・ライアビリティ・カンパニー（LLC）（マスター・リミテッド・パートナーシップ（MLP）に該当するものを含まず。）を含みます。）
- なお、5.、6. および8. から11. までの権利等を以下「みなし有価証券」といいます。

### (3) 【運用体制】

#### a. ファンドの運用体制



#### ① 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

#### ② 運用計画の決定



各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

③ 売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

④ モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（人数60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

⑤ 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（人数10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

※運用体制は2024年5月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

※上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎計算期末（原則として5月8日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益（繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といい

ます。)を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額)等の全額とします。

2. 分配金額は、委託会社が基準価額の水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
  3. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。
- ※ 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## ② 収益分配金の支払い

1. 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社において支払いが開始されます。
2. 収益分配金の再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に対し、お支払いします。

## (5) 【投資制限】

### a. 約款で定める投資制限

#### ① 株式、新株引受権証券および新株予約権証券(約款 運用の基本方針 運用方法(3) 投資制限、約款第17条、約款第20条および約款第21条)

1. 株式への実質投資割合<sup>※</sup>には制限を設けません。

※ 「実質投資割合」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の当ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。(以下同じ。)

2. 委託会社は、同一銘柄の株式への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。(ただし、MSCI コクサイ・インデックスを構成している株式を除きます。)
3. 委託会社は、新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
4. 委託会社は、同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
5. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。なお、上場予定または登録予

定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

② みなし有価証券（約款第17条）

委託会社は、みなし有価証券への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の50以上となる投資の指図をしません。

③ 投資信託証券（約款第17条）

委託会社は、投資信託証券（マザーファンド受益証券および取引所金融商品市場（金融商品取引法第2条第17項に規定する金融商品市場をいいます。）または外国金融商品市場に上場等（不動産投資信託証券については、予定を含みます。以下同じ。）され、かつこれらの市場において常時売却可能（市場の急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 転換社債等（約款第22条）

委託会社は、同一銘柄の転換社債、ならびに同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 外貨建資産（約款 運用の基本方針 運用方法(3)投資制限および約款第28条）

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑥ 外国為替予約（約款第29条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
2. 前記1.の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と、売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 前記2.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
4. 前記2.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑦ 信用取引(約款第23条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
2. 信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとし、
  - a. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
  - b. 株式分割により取得する株券
  - c. 有償増資により取得する株券
  - d. 売出しにより取得する株券
  - e. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
  - f. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前記 e. に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

⑧ 信用リスク集中回避のための投資制限(第23条の1の2)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑨ デリバティブ取引等(約款第23条の2)

委託会社は、デリバティブ取引等(デリバティブ取引とは、金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいいます。))を含みます。以下「デリバティブ取引等」といいます(ただし、この信託において取引可能なものに限り、以下同じ。))について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

⑩ 有価証券先物取引等(約款第24条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。))。
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑪ スワップ取引(約款第25条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

⑫ 金利先渡取引および為替先渡取引(約款第26条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

⑬ 有価証券の貸付(約款第27条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を以下の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 前記1.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### ⑭ 資金の借入れ(約款第35条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金等および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### b. 法令で定める投資制限

##### ○ 同一の法人の発行する株式の取得割合(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

#### <参考>外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンドの投資方針および主な投資制限

##### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

##### 2. 運用方法

###### (1) 投資対象

海外の株式を主要投資対象とします。

###### (2) 投資態度

- ①主に海外の株式に投資を行い、MSCI コクサイ・インデックス(円換算ベース、配当込み)に連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ②株式への投資は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- ③組入外貨建資産については原則為替ヘッジは行いませんが、金利・為替状況によってはヘッジを実施する可能性があります。

###### (3) 投資制限

- ①株式への投資割合には、制限を設けません。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において、原則として信託財産の純資産総額の20%以下とします。

- ③同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、原則として信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④外貨建資産への投資には、制限を設けません。
- ⑤デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑥外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- ⑦一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 3【投資リスク】

(1) 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

- ・当ファンドは、主として外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券への投資を通じて値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元本や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
- ・運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。
- ・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・投資信託は預貯金とは異なります。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。なお、以下のリスクは、主にマザーファンドを通じて当ファンドが行う有価証券等への投資により発生します。

#### ① 株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

株価変動リスクとは、株式市場および投資先となっている企業の株価が下落するリスクをいいます。当ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、当該企業の株価が大きく下落することや無くなることがあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。なお、当ファンドでは、株式の実質組入比率を原則として高位に維持するため、株式市場の動向により基準価額は大きく変動します。また、当ファンドでは、追加設

定・一部解約に伴う資金の流出入に対応することにより、株式と株価指数先物取引等の合計の実質組入比率が100%を超える場合があります。

## ② 為替変動リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

為替変動リスクとは、為替変動により外貨建資産の円換算価格が下落するリスクをいいます。当ファンドでは、原則として為替ヘッジを行わないため、投資対象通貨と円との外国為替相場が円高となった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

## ③ 流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

流動性リスクとは、有価証券を売却（または購入）しようとする際に、需要（または供給）がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却（または購入）することができなくなるリスクをいいます。一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。当ファンドが保有する株式等において流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

## ④ 信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金を予め決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品（コマーシャル・ペーパー等）の価格は下落します。また、当該発行体が企業の場合には、一般にその企業の株価が下落する要因となります。当ファンドが投資対象とする株式の発行企業や、株式以外の運用で投資する公社債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

## ⑤ カントリーリスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

カントリーリスクとは、投資先となっている国（地域）の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合に、当該国における資産価値や当該国通貨の価値が下落するリスクをいいます。当ファンドの主要投資先となっている国（地域）がこうした状態に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

## <その他>

- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短時間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実



勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

- ・有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- ・投資対象国（地域）において、税制、決済ルールの変更などにより税金や費用が新たに発生した場合や、外国為替取引規制や外国からの投資規制の実施などがあつた場合は、当ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用に影響を受ける場合があります。
- ・当ファンドは、取引所等における取引の停止等があるときには、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことがあります。

#### <その他の留意点>

当ファンドは、ベンチマークであるMSCIコクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み）の動きと連動する投資成果を目指しておりますが、追加設定・一部解約による運用資金の変動、インデックスの構成銘柄の一部を組み入れない場合の影響、銘柄ごとの組入比率がインデックスにおける構成比率と異なる場合の影響、株価指数先物取引を利用する場合のインデックスと株価指数先物の値動きの差による影響、売買約定価格と取引所終値との差による影響、売買執行に要する費用や信託報酬等が信託財産から支払われることの影響などにより、当ファンドの基準価額の騰落率と、同じ期間におけるベンチマークの騰落率との間に乖離が生じる場合があります。

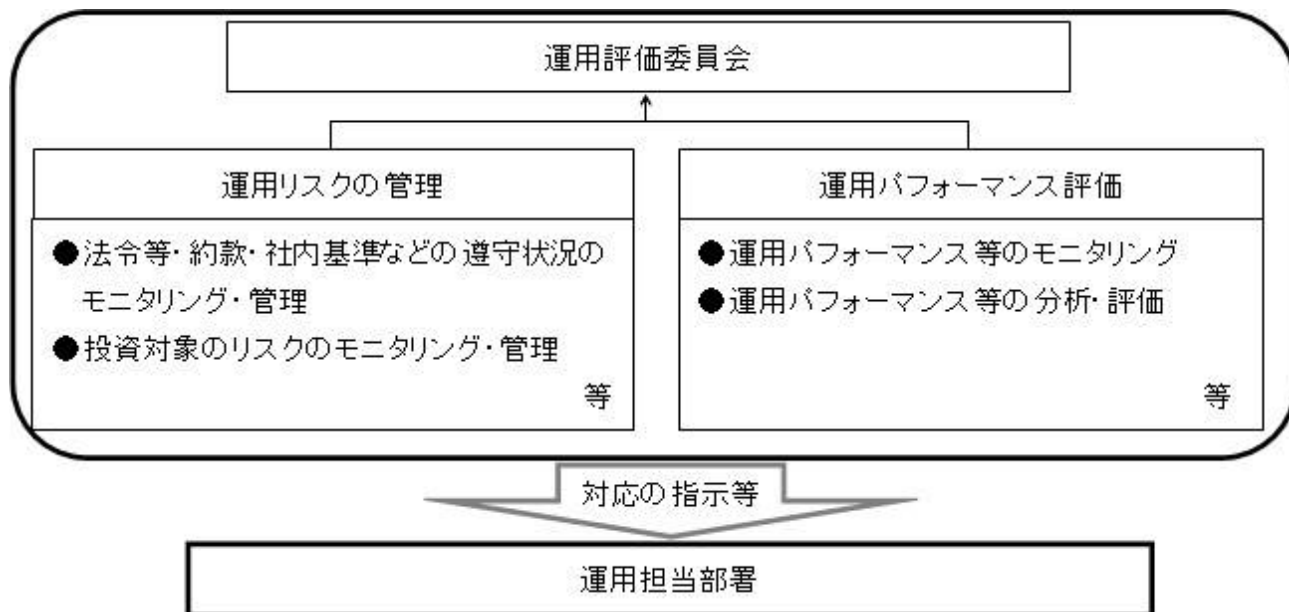
#### <収益分配金に関する留意点>

- ・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資家（受益者）のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

## (2) リスク管理体制

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・運用評価委員会：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



- ・流動性リスク管理：委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は2024年5月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## <参考情報>

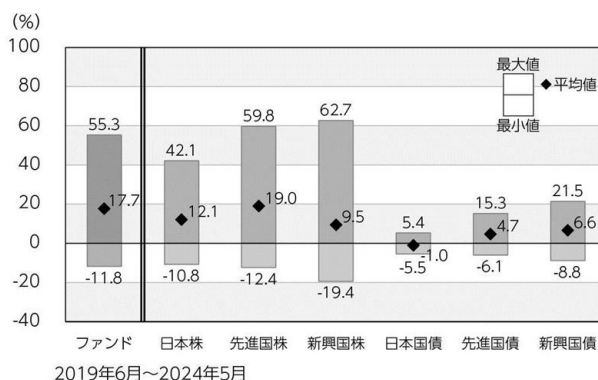
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



\*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

\*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



\*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

\*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

### 各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広く網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

- ① 申込手数料(受益権1口あたり)は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額としますが、2024年8月8日現在の各販売会社の申込手数料は無手数料です。なお、申込手数料は変更になる場合があります、申込手数料には消費税等相当額が課せられます。
- ② 申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。
- ③ 「分配金再投資コース」における収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

##### (2)【換金(解約)手数料】

ありません。

##### (3)【信託報酬等】

- ① 当ファンドの信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.825% (税抜0.75%) 以内の率を乗じて得た額とします。

なお、2024年8月8日現在の信託報酬率は、年0.825% (税抜 0.75%) であり、その配分 (税抜) については、販売会社毎の純資産総額に応じて、以下の通りとします。

販売会社毎の純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
100億円未満の部分	0.30%	0.40%	0.05%
100億円以上の部分	0.25%	0.45%	0.05%

- ② 信託報酬は、毎日計上 (ファンドの基準価額に反映) され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額を信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

※信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

< 信託報酬等を対価とする役務の内容 >

委託会社	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

##### (4)【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産

中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、当該費用にかかる消費税等相当額とともに毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

- ② 当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 上記①、②の手数料等（借入金の利息および財務諸表の監査に要する費用を除きます。）については、当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として当ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

## （5）【課税上の取扱い】

◇当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

○個人の受益者に対する課税

### ①収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### ②解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）※については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

### ③損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限り。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象となります。当ファンドは、NISAの対象ではありません。

#### ○法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2024年5月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

#### ◇個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

#### <個別元本について>

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

③収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の<収益分配金の課税について>を参照。）

#### <収益分配金の課税について>

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

… (参考情報) ファンドの総経費率 ……………

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
0.85%	0.83%	0.03%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2023年5月9日~2024年5月8日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、当ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

## 5【運用状況】

### (1)【投資状況】

2024年5月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	1,203,095,781	99.99
内 日本	1,203,095,781	99.99
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	122,484	0.01
純資産総額	1,203,218,265	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(参考)

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

2024年5月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	1,460,447,694,816	95.72
内 アメリカ	1,060,464,179,197	69.50
内 イギリス	57,311,246,520	3.76
内 カナダ	48,718,889,848	3.19
内 フランス	44,783,314,498	2.94
内 スイス	44,478,681,929	2.92
内 ドイツ	35,066,344,477	2.30
内 オランダ	29,962,399,270	1.96
内 オーストラリア	26,798,427,075	1.76
内 アイルランド	26,305,554,528	1.72
内 デンマーク	15,505,122,067	1.02
内 スウェーデン	12,974,206,943	0.85
内 スペイン	10,838,329,999	0.71
内 イタリア	8,637,648,878	0.57
内 香港	6,036,174,204	0.40
内 ジャージー	4,814,249,077	0.32
内 シンガポール	4,457,182,926	0.29
内 フィンランド	4,259,559,282	0.28
内 ベルギー	3,217,163,432	0.21
内 イスラエル	2,887,716,967	0.19
内 ノルウェー	2,499,303,920	0.16
内 ケイマン諸島	2,043,479,494	0.13
内 バミューダ	1,993,136,553	0.13
内 オランダ領キュラソー	1,613,716,438	0.11
内 ニュージーランド	1,135,198,709	0.07
内 リベリア	866,077,114	0.06
内 オーストリア	822,326,152	0.05
内 ルクセンブルグ	742,481,346	0.05
内 ポルトガル	732,732,982	0.05
内 パナマ	353,574,342	0.02
内 マン島	129,276,649	0.01
新株予約権証券	0	0.00
内 カナダ	0	0.00
投資信託受益証券	2,417,845,297	0.16



	内 オーストラリア	1,920,492,728	0.13
	内 シンガポール	497,352,569	0.03
投資証券		25,012,440,342	1.64
	内 アメリカ	23,382,445,951	1.53
	内 フランス	598,523,248	0.04
	内 イギリス	538,882,118	0.04
	内 香港	279,164,935	0.02
	内 ベルギー	141,565,107	0.01
	内 カナダ	71,858,983	0.00
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		37,938,357,799	2.49
純資産総額		1,525,816,338,254	100.00

その他資産の投資状況

2024年5月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引（買建）	37,847,390,016	2.48
内 アメリカ	29,064,439,266	1.90
内 ドイツ	5,238,857,317	0.34
内 イギリス	1,596,314,105	0.10
内 カナダ	1,211,297,520	0.08
内 オーストラリア	736,481,808	0.05

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(注3) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

2024年5月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	130,775,545	9.0053 1,177,685,240	9.1997 1,203,095,781	— —	99.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2024年5月31日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.99
合計	99.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

(参考)

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

2024年5月31日現在

--	--	--	--	--	--	--	--

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	MICROSOFT CORP アメリカ	株式 ソフト ウェア	1,101,726	64,199.07 70,729,786,106	64,995.37 71,607,095,398	— —	4.69
2	APPLE INC アメリカ	株式 コン ピュー タ・周辺 機器	2,292,065	28,868.10 66,167,565,128	29,982.79 68,722,514,104	— —	4.50
3	NVIDIA CORP アメリカ	株式 半導体・ 半導体製 造装置	385,483	116,256.06 44,814,735,042	173,197.69 66,764,768,989	— —	4.38
4	AMAZON.COM INC アメリカ	株式 大規模小 売り	1,451,547	26,842.34 38,962,918,830	28,106.61 40,798,075,296	— —	2.67
5	META PLATFORMS INC アメリカ	株式 インタラ クティ ブ・メ ディアお よびサー ビス	346,441	74,194.55 25,704,036,479	73,205.41 25,361,357,870	— —	1.66
6	ALPHABET INC-CL A アメリカ	株式 インタラ クティ ブ・メ ディアお よびサー ビス	926,180	22,923.37 21,231,167,869	26,976.52 24,985,114,590	— —	1.64
7	ALPHABET INC-CL C アメリカ	株式 インタラ クティ ブ・メ ディアお よびサー ビス	801,655	23,103.31 18,520,889,966	27,203.79 21,808,057,799	— —	1.43
8	ELI LILLY & CO アメリカ	株式 医薬品	125,975	118,695.71 14,952,692,988	127,752.50 16,093,621,741	— —	1.05
9	BROADCOM INC アメリカ	株式 半導体・ 半導体製 造装置	69,434	198,069.27 13,752,741,910	213,805.89 14,845,398,805	— —	0.97
10	JPMORGAN CHASE & CO アメリカ	株式 銀行	450,997	27,648.11 12,469,219,010	31,242.98 14,090,492,145	— —	0.92
11	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B アメリカ	株式 金融サー ビス	204,254	62,533.23 12,772,664,234	64,045.53 13,081,555,970	— —	0.86
12	TESLA INC	株式	447,226	29,564.92	28,023.54	—	0.82

	アメリカ	自動車		13,222,201,799	12,532,857,757	—	
13	EXXON MOBIL CORP アメリカ	株式 石油・ガス・消耗燃料	699,989	15,773.03 11,040,952,935	17,866.79 12,506,558,285	— —	0.82
14	UNITEDHEALTH GROUP INC アメリカ	株式 ヘルスケア・プロバイダー／ヘルスケア・サービス	144,554	80,979.62 11,705,929,183	75,493.82 10,912,933,800	— —	0.72
15	NOVO NORDISK A/S-B デンマーク	株式 医薬品	509,501	19,288.30 9,827,408,552	20,868.64 10,632,594,986	— —	0.70
16	VISA INC アメリカ	株式 金融サービス	246,967	43,508.50 10,745,163,814	42,523.56 10,501,916,536	— —	0.69
17	ASML HOLDING NV オランダ	株式 半導体・半導体製造装置	62,985	144,917.61 9,127,635,707	149,576.17 9,421,055,697	— —	0.62
18	PROCTER & GAMBLE CO アメリカ	株式 家庭用品	367,769	24,418.96 8,980,536,732	25,482.78 9,371,779,901	— —	0.61
19	MASTERCARD INC アメリカ	株式 金融サービス	130,562	72,907.11 9,518,898,367	69,294.75 9,047,261,671	— —	0.59
20	COSTCO WHOLESALE CORP アメリカ	株式 生活必需品流通・小売り	69,370	113,350.71 7,863,139,266	127,796.39 8,865,235,685	— —	0.58
21	JOHNSON & JOHNSON アメリカ	株式 医薬品	375,953	24,410.35 9,177,147,747	22,771.18 8,560,896,141	— —	0.56
22	HOME DEPOT INC アメリカ	株式 専門小売り	155,602	56,099.04 8,729,123,467	51,595.67 8,028,389,941	— —	0.53
23	MERCK & CO. INC. アメリカ	株式 医薬品	395,990	19,730.45 7,813,062,281	19,518.83 7,729,262,362	— —	0.51
24	WALMART INC アメリカ	株式 生活必需品流通・小売り	693,546	8,823.06 6,119,204,471	10,170.85 7,053,958,298	— —	0.46
25	NETFLIX INC アメリカ	株式 娯楽	68,404	90,868.74 6,215,785,944	101,514.22 6,943,979,279	— —	0.46
26	CHEVRON CORP アメリカ	株式 石油・ガス・消耗燃料	279,196	23,685.36 6,612,858,933	24,805.67 6,925,644,511	— —	0.45
27	NESTLE SA-REGISTERED スイス	株式 食品	417,435	16,795.29 7,010,942,652	16,342.70 6,822,016,644	— —	0.45
28	ABBVIE INC アメリカ	株式 バイオテ	275,878	27,314.89 7,535,579,870	24,500.02 6,759,019,110	— —	0.44

		クノロ ジー					
29	BANK OF AMERICA CORP アメリカ	株式 銀行	1,113,014	5,208.68 5,797,337,091	6,054.86 6,739,150,848	— —	0.44
30	ADVANCED MICRO DEVICES アメリカ	株式 半導体・ 半導体製 造装置	252,813	27,970.15 7,071,217,867	26,136.39 6,607,620,429	— —	0.43

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資有価証券の種類別投資比率

2024年5月31日現在

種類	投資比率 (%)
株式	95.72
新株予約権証券	0.00
投資信託受益証券	0.16
投資証券	1.64
合計	97.51

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資株式の業種別投資比率

2024年5月31日現在

業種	国内／外国	投資比率 (%)
半導体・半導体製造装置	外国	9.12
ソフトウェア		8.14
銀行		5.49
医薬品		4.93
コンピュータ・周辺機器		4.87
インタラクティブ・メディアおよびサービス		4.86
石油・ガス・消耗燃料		4.27
大規模小売り		3.10
資本市場		3.09
保険		3.00
金融サービス		2.96
ヘルスケア機器・用品		2.11
航空宇宙・防衛		2.04
ホテル・レストラン・レジャー		1.84
ヘルスケア・プロバイダー／ヘルスケア・サービス		1.82
機械		1.81
化学		1.75
生活必需品流通・小売り		1.72
バイオテクノロジー		1.65
電力		1.62
専門小売り		1.50
飲料		1.43
自動車		1.41
金属・鉱業		1.41
食品		1.23
ライフサイエンス・ツール／サービス		1.12
情報技術サービス		1.11

電気設備	1.09
繊維・アパレル・贅沢品	1.08
娯楽	1.05
家庭用品	0.99
陸上運輸	0.96
専門サービス	0.94
各種電気通信サービス	0.88
総合公益事業	0.68
建設関連製品	0.65
コングロマリット	0.62
通信機器	0.62
商業サービス・用品	0.58
パーソナルケア用品	0.57
メディア	0.57
タバコ	0.50
電子装置・機器・部品	0.49
商社・流通業	0.46
航空貨物・物流サービス	0.40
消費者金融	0.40
建設・土木	0.32
建設資材	0.31
家庭用耐久財	0.30
不動産管理・開発	0.28
エネルギー設備・サービス	0.22
容器・包装	0.22
無線通信サービス	0.20
独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.15
自動車用部品	0.14
運送インフラ	0.09
紙製品・林産品	0.09
水道	0.09
ガス	0.09
販売	0.08
海上運輸	0.05
旅客航空輸送	0.05
ヘルスケア・テクノロジー	0.05
レジャー用品	0.02
各種消費者サービス	0.02
合計	95.72

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## ②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

(参考)

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

該当事項はありません。

## ③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

2024年5月31日現在

種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先 物取引	シカゴ商品 取引所	S&P500 EMINI FUT Jun24	買建	706	28,960,939,925	29,064,439,266	1.90
	E U R E X 取引所	DJ EURO STOXX 50 Jun24	買建	618	5,241,210,468	5,238,857,317	0.34
	I C E - E U	FTSE 100 INDEX FUTURE Jun24	買建	97	1,591,090,311	1,596,314,105	0.10
	モントリ オール取引 所	S&P/TSE 60 IX FUT Jun24	買建	40	1,217,918,510	1,211,297,520	0.08
	シドニー先 物取引所	SPI 200 FUTURES Jun24	買建	37	749,394,650	736,481,808	0.05

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

### (3) 【運用実績】

#### ①【純資産の推移】

直近日(2024年5月末)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第5計算期間末 (2015年5月8日)	430	430	2.2659	2.2659
第6計算期間末 (2016年5月9日)	390	390	1.9140	1.9140
第7計算期間末 (2017年5月8日)	475	475	2.3576	2.3576
第8計算期間末 (2018年5月8日)	523	523	2.5367	2.5367
第9計算期間末 (2019年5月8日)	583	583	2.6763	2.6763
第10計算期間末 (2020年5月8日)	544	544	2.4890	2.4890
第11計算期間末 (2021年5月10日)	765	765	3.7966	3.7966
第12計算期間末 (2022年5月9日)	845	845	4.2850	4.2850
第13計算期間末 (2023年5月8日)	886	886	4.5794	4.5794
第14計算期間末 (2024年5月8日)	1,182	1,182	6.3897	6.3897
2023年5月末日	916	—	4.7457	—
6月末日	986	—	5.1155	—

7月末日	999	—	5.1896	—
8月末日	1,017	—	5.2773	—
9月末日	990	—	5.1464	—
10月末日	952	—	4.9692	—
11月末日	1,023	—	5.3558	—
12月末日	1,027	—	5.4477	—
2024年1月末日	1,081	—	5.7765	—
2月末日	1,119	—	6.0511	—
3月末日	1,165	—	6.2992	—
4月末日	1,180	—	6.3782	—
5月末日	1,203	—	6.5245	—

## ②【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000
第8計算期間	0.0000
第9計算期間	0.0000
第10計算期間	0.0000
第11計算期間	0.0000
第12計算期間	0.0000
第13計算期間	0.0000
第14計算期間	0.0000

## ③【収益率の推移】

	収益率（%）
第5計算期間	24.01
第6計算期間	△15.53
第7計算期間	23.18
第8計算期間	7.60
第9計算期間	5.50
第10計算期間	△7.0
第11計算期間	52.5
第12計算期間	12.9
第13計算期間	6.9
第14計算期間	39.5

(注1) 収益率は期間騰落率です。

(注2) 計算期間末が2019年8月29日以前の収益率については、小数点第2位で表示しています。

## (4) 【設定及び解約の実績】

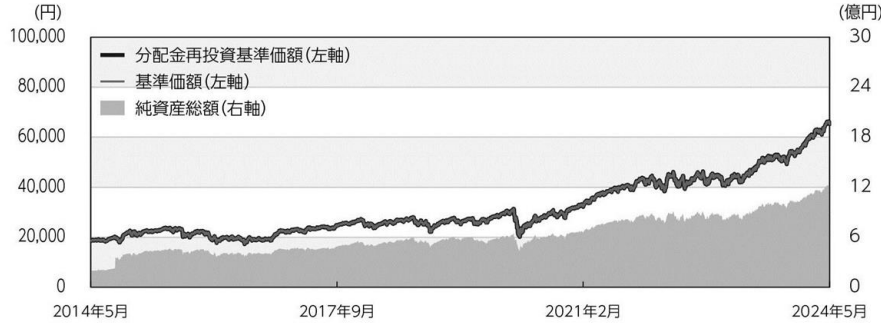
	設定口数	解約口数
第5計算期間	126,863,345	42,981,836
第6計算期間	49,509,277	35,550,082
第7計算期間	39,653,320	41,855,799
第8計算期間	47,280,855	42,668,463
第9計算期間	35,162,270	23,753,030
第10計算期間	51,470,963	50,466,469
第11計算期間	6,193,573	23,421,218

第12計算期間	3,320,497	7,709,148
第13計算期間	2,961,538	6,580,817
第14計算期間	1,922,484	10,547,855

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。



基準価額・純資産の推移 《2014年5月30日～2024年5月31日》



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。  
 ※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。  
 ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。  
 (設定日:2010年11月19日)

分配の推移 (税引前)

2020年 5月	0円
2021年 5月	0円
2022年 5月	0円
2023年 5月	0円
2024年 5月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	外国株式/パッシブ・ファンド・マザーファンド	99.99

■外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

資産の種類	比率(%)
株式	95.72
内 アメリカ	69.50
内 イギリス	3.76
内 カナダ	3.19
内 フランス	2.94
内 スイス	2.92
内 その他	13.41
新株予約権証券	0.00
内 カナダ	0.00
投資信託受益証券	0.16
内 オーストラリア	0.13
内 シンガポール	0.03
投資証券	1.64
内 アメリカ	1.53
内 フランス	0.04
内 イギリス	0.04
内 香港	0.02
内 ベルギー	0.01
内 カナダ	0.00
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	2.49
合計(純資産総額)	100.00

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	MICROSOFT CORP	株式	アメリカ	ソフトウェア	4.69
2	APPLE INC	株式	アメリカ	コンピュータ・周辺機器	4.50
3	NVIDIA CORP	株式	アメリカ	半導体・半導体製造装置	4.38
4	AMAZON.COM INC	株式	アメリカ	大規模小売り	2.67
5	META PLATFORMS INC	株式	アメリカ	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1.66
6	ALPHABET INC-CL A	株式	アメリカ	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1.64
7	ALPHABET INC-CL C	株式	アメリカ	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1.43
8	ELI LILLY & CO	株式	アメリカ	医薬品	1.05
9	BROADCOM INC	株式	アメリカ	半導体・半導体製造装置	0.97
10	JPMORGAN CHASE & CO	株式	アメリカ	銀行	0.92

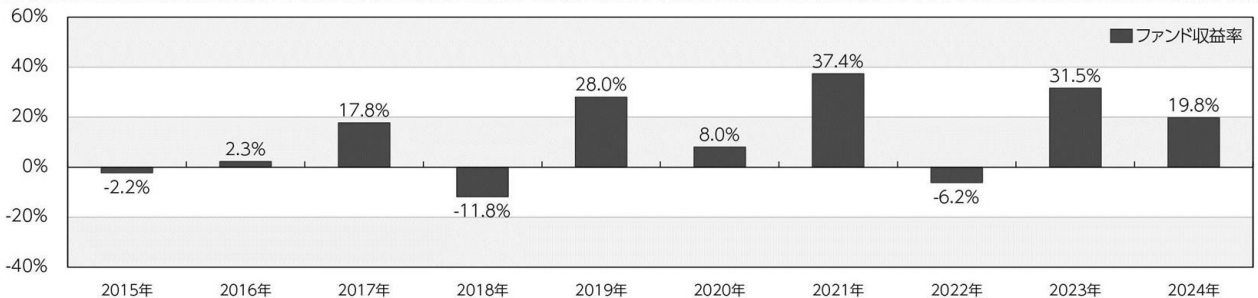
その他資産の投資状況

資産の種類	比率(%)
株価指数先物取引(買建)	2.48

株式組入上位5業種

順位	業種	比率(%)
1	半導体・半導体製造装置	9.12
2	ソフトウェア	8.14
3	銀行	5.49
4	医薬品	4.93
5	コンピュータ・周辺機器	4.87

年間収益率の推移 (暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。  
 ※2024年については年年初から基準日までの収益率を表示しています。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。  
 ○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

(1) 当ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時まで（2024年11月5日より午後3時30分までとなる予定です。なお、申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。）にお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。ただし、取得申込日が、ニューヨーク証券取引所またはロンドン証券取引所の休業日にあたる場合には、お申込みの受付はいたしません。

※取得申込みを受付けないこととする海外市場の休業日（銀行の休業日が含まれる場合があります。）については、今後変更される場合があります。

(2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、

(3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「分配金受取コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「分配金再投資コース」の2つのお申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 申込単位は、各販売会社が定める単位とします。申込単位については、販売会社にお問い合わせください。

(5) 取得申込者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。

※2024年8月8日現在、各販売会社の申込手数料は無手数料です。なお、申込手数料（手数料率）は変更される場合があります。

(7) 販売会社において金額買付（申込単位が金額にて表示されている場合）によるお申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額はお申込代金の中から差し引かれます。

(8) 収益分配金の再投資に関する契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとし、なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

(9) 信託財産の資金管理を円滑に行うために、大口の取得申込みには制限を設ける場合があります。

(10) 取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

## 2【換金（解約）手続等】

(1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に各販売会社が定める単位をもって解約を請求することができます。

※ 解約単位は、販売会社にお問い合わせください。

(2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

(3) 解約請求の受付については、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時まで（2024年11月5日より午後3時30分までとなる予定です。なお、申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。）に解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。ただし、解約請求受付日がニューヨーク証券取引所またはロンドン証券取引所の休業日にあたる場合には、解約請求の受付はいたしません。

※ 解約請求を受付けないこととする海外市場の休業日（銀行の休業日が含まれる場合があります。）については、今後変更される場合があります。

(4) 解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号※
アセットマネジメントOne株式会社	0120-104-694

※ 電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時から午後5時までとさせていただきます。（以下同じ。）

(5) 解約代金は、受益者の解約請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

(6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

(7) 委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が前記(3)に規定する一部解約の請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受付けることが出来る日とします。）に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、前記(4)の規定に準じた価額とします。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

- ① 基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<主な投資対象の時価評価方法の原則>

投資対象	評価方法
マザーファンド受益証券	計算日の基準価額
株式	計算日※における取引所の最終相場
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値

※ 外国で取引されているものについては、計算日の直近の日とします。

- ② 当ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日(土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。)に計算されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	<a href="https://www.am-one.co.jp/">https://www.am-one.co.jp/</a>	0120-104-694

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

2010年11月19日から無期限とします。

#### (4)【計算期間】

原則として毎年5月9日から翌年5月8日までとします。ただし、第1計算期間は、2010年11月19日から2011年5月8日までとします。

上記の規定にかかわらず、計算期間終了日に該当する日(以下「当該日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

#### (5)【その他】

##### ① 信託契約の解約

1. 委託会社は、次のいずれかに該当する場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることがあります。この場合、委託会社は書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。ただし、当該信託契約の解約についての委託

会社による提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには書面決議は行いません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続きを行うことが困難な場合にも書面決議は行いません。

- a. この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき。
  - b. やむを得ない事情が発生したとき。
  - c. 信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなるとき。
2. 前記1.により信託契約を解約する場合には、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
  3. 委託会社は、次の事象が起きた場合、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させます。
    - a. 委託会社が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき。
    - b. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したとき。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「②信託約款の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
    - c. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき。

## ② 信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は「②信託約款の変更等」および「③書面決議」に定める以外の方法によって変更することができないものとし、ます。
2. 委託会社は、前記1.の事項（前記1.の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、前記1.の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。ただし、当該重大な約款の変更等についての委託会社による提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには書面決議は行いません。
3. この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
4. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

## ③ 書面決議

1. 委託会社は、信託契約の解約または重大な約款の変更等に係る書面決議を行う場合には、あらかじめ、書面決議の日および当該決議の内容に応じて次の事項をそれぞれ定め、当該決議の

日の2週間前までに、この信託契約または信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

a. 信託契約の解約の場合 信託契約の解約の理由など

b. 重大な約款の変更等の場合 重大な約款の変更等の内容およびその理由など

2. 書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下この2.において同じ。）は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

3. 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

4. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

5. この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

#### ④ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### ⑤ 関係法人との契約の更改ならびに受託会社の辞任または解任に伴う取扱い

1. 委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則1年間とし、期間終了の3ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。

2. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「② 信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### ⑥ 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### ⑦ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am-one.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### ⑧ 運用報告書

委託会社は、決算時および信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

- ・ 交付運用報告書は、販売会社を通じて交付いたします。
- ・ 運用報告書（全体版）は、次のアドレスに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付いたします。

<https://www.am-one.co.jp/>

## 4【受益者の権利等】

### (1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としません。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### (2) 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としません。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

### (3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

### (4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期計算期間（2023年5月9日から2024年5月8日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。



# 独立監査人の監査報告書

2024年7月12日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMHAM外国株式インデックスファンドの2023年5月9日から2024年5月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MHAM外国株式インデックスファンドの2024年5月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

1【財務諸表】

【MHAM外国株式インデックスファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第13期 2023年5月8日現在	第14期 2024年5月8日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,514,494	4,585,086
親投資信託受益証券	886,605,979	1,181,999,647
未収入金	31,000	—
流動資産合計	890,151,473	1,186,584,733
資産合計	890,151,473	1,186,584,733
負債の部		
流動負債		
未払解約金	—	49,929
未払受託者報酬	231,182	296,889
未払委託者報酬	3,237,162	4,156,970
その他未払費用	14,704	18,923
流動負債合計	3,483,048	4,522,711
負債合計	3,483,048	4,522,711
純資産の部		
元本等		
元本	193,619,190	184,993,819
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	693,049,235	997,068,203
(分配準備積立金)	436,528,945	746,372,034
元本等合計	886,668,425	1,182,062,022
純資産合計	886,668,425	1,182,062,022
負債純資産合計	890,151,473	1,186,584,733

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第13期 自 2022年5月10日 至 2023年5月8日	第14期 自 2023年5月9日 至 2024年5月8日
営業収益		
受取利息	11	352
有価証券売買等損益	64,486,817	350,700,668
その他収益	269,064	71,958
営業収益合計	64,755,892	350,772,978
営業費用		
支払利息	567	486
受託者報酬	465,746	565,368
委託者報酬	6,521,684	7,916,297
その他費用	29,618	36,018
営業費用合計	7,017,615	8,518,169
営業利益又は営業損失(△)	57,738,277	342,254,809
経常利益又は経常損失(△)	57,738,277	342,254,809
当期純利益又は当期純損失(△)	57,738,277	342,254,809
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	828,346	8,775,809
期首剰余金又は期首欠損金(△)	647,932,435	693,049,235
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,825,543	8,328,677
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,825,543	8,328,677
剰余金減少額又は欠損金増加額	21,618,674	37,788,709
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	21,618,674	37,788,709
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	693,049,235	997,068,203

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第14期	
	自 2023年5月9日	至 2024年5月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第13期	第14期
	2023年5月8日現在	2024年5月8日現在
1. 期首元本額	197,238,469円	193,619,190円
期中追加設定元本額	2,961,538円	1,922,484円
期中一部解約元本額	6,580,817円	10,547,855円
2. 受益権の総数	193,619,190口	184,993,819口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第13期	第14期
	自 2022年5月10日 至 2023年5月8日	自 2023年5月9日 至 2024年5月8日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(14,589,119円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(42,320,812円)、信託約款に規定される収益調整金(256,520,290円)及び分配準備積立金(379,619,014円)より分配対象収益は693,049,235円(1万口当たり35,794.44円)であります。分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(17,458,787円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(316,020,213円)、信託約款に規定される収益調整金(250,696,169円)及び分配準備積立金(412,893,034円)より分配対象収益は997,068,203円(1万口当たり53,897.37円)であります。分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第13期	第14期
	自 2022年5月10日 至 2023年5月8日	自 2023年5月9日 至 2024年5月8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。</p> <p>運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。</p>	同左
-------------------	---	----

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第13期 2023年5月8日現在	第14期 2024年5月8日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第13期 2023年5月8日現在	第14期 2024年5月8日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	64,782,645	341,135,937
合計	64,782,645	341,135,937

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第13期 2023年5月8日現在	第14期 2024年5月8日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	4,579,940円 (45,794円)	6,389,700円 (63,897円)

#### (4) 【附属明細表】

##### 第1 有価証券明細表

###### (1) 株式

該当事項はありません。

###### (2) 株式以外の有価証券

2024年5月8日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド	131,255,999	1,181,999,647	
親投資信託受益証券	合計	131,255,999	1,181,999,647	
合計			1,181,999,647	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

##### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

##### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド  
貸借対照表

(単位：円)

2024年5月8日現在

資産の部	
流動資産	
預金	32,608,056,342
コール・ローン	1,886,289,585
株式	1,412,984,929,396
投資信託受益証券	2,351,209,437
投資証券	24,262,903,675
派生商品評価勘定	428,677,149
未収入金	180,281,882
未収配当金	1,206,809,981
差入委託証拠金	11,426,106,208
流動資産合計	1,487,335,263,655
資産合計	1,487,335,263,655
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	155,948,647
未払解約金	450,596,000
流動負債合計	606,544,647
負債合計	606,544,647
純資産の部	
元本等	
元本	165,095,497,021
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	1,321,633,221,987
元本等合計	1,486,728,719,008
純資産合計	1,486,728,719,008
負債純資産合計	1,487,335,263,655



注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2023年5月9日 至 2024年5月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>新株予約権証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年5月8日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	146,902,072,648円
同期中追加設定元本額	63,036,260,224円
同期中一部解約元本額	44,842,835,851円

元本の内訳	
ファンド名	
D I A M外国株式パッシブ・ファンド	3,722,870,520円
M I T O ラップ型ファンド (安定型)	1,656,016円
M I T O ラップ型ファンド (中立型)	6,988,496円
M I T O ラップ型ファンド (積極型)	17,474,299円
グローバル8資産ラップファンド (安定型)	19,780,695円
グローバル8資産ラップファンド (中立型)	22,971,224円
グローバル8資産ラップファンド (積極型)	12,062,534円
たわらノーロード 先進国株式	61,157,043,092円
たわらノーロード 先進国株式<為替ヘッジあり>	2,709,306,714円
たわらノーロード バランス (8資産均等型)	926,117,070円
たわらノーロード バランス (堅実型)	74,868,776円
たわらノーロード バランス (標準型)	740,079,934円
たわらノーロード バランス (積極型)	1,036,703,175円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (保守型)	1,335円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定型)	31,469,937円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定成長型)	197,820,419円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (成長型)	239,415,634円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (積極型)	425,197,341円
たわらノーロード 最適化バランス (保守型)	1,447円
たわらノーロード 最適化バランス (安定型)	113,476円
たわらノーロード 最適化バランス (安定成長型)	12,308,944円
たわらノーロード 最適化バランス (成長型)	3,911,362円
たわらノーロード 最適化バランス (積極型)	10,822,163円
たわらノーロード 全世界株式	3,474,148,923円
D I A M外国株式インデックスファンド<DC年金>	57,540,703,904円
O n e DC 先進国株式インデックスファンド	3,501,432,961円
O n e グローバルバランス	32,769,026円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金>1安定型	124,608,500円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金>2安定・成長型	740,848,709円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金>3成長型	998,997,804円
D I A M DC バランス30インデックスファンド	74,920,631円
D I A M DC バランス50インデックスファンド	222,751,813円
D I A M DC バランス70インデックスファンド	232,367,550円
マネックス資産設計ファンド<隔月分配型>	16,139,878円
マネックス資産設計ファンド<育成型>	605,955,973円
マネックス資産設計ファンド エボリューション	111,796,003円
D I A M DC 8資産バランスファンド (新興国10)	139,171,683円
D I A M DC 8資産バランスファンド (新興国20)	178,505,848円
D I A M DC 8資産バランスファンド (新興国30)	303,120,563円
投資のソムリエ	8,554,988,646円
クルーズコントロール	47,687,413円
投資のソムリエ<DC年金>	879,133,636円
D I A M 8資産バランスファンドN<DC年金>	199,933,857円
4資産分散投資・ハイクラス<DC年金>	293,346,951円
投資のソムリエ<DC年金>リスク抑制型	741,193,886円
リスク抑制世界8資産バランスファンド	2,350,514,882円
ワールドアセットバランス (基本コース)	84,598,478円
ワールドアセットバランス (リスク抑制コース)	183,568,689円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2045)	57,909,154円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2055)	29,887,056円

リスク抑制世界8資産バランスファンド (DC)	6,699,027円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2035)	177,132,826円
4資産分散投資・スタンダード<DC年金>	137,593,430円
リスクコントロール世界資産分散ファンド	626,844,214円
9資産分散投資・スタンダード<DC年金>	117,703,899円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2040)	60,214,159円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2050)	31,962,086円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2060)	19,772,786円
4資産分散投資・ミドルクラス<DC年金>	140,911,423円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2065)	4,918,629円
Oneグローバル最適化バランス (成長型) <ラップ向け>	23,541,939円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2019-12 (適格機関投資家限定)	8,737,897円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2020-06 (適格機関投資家限定)	8,766,571円
マルチアセット・インカム戦略ファンド20-08 (適格機関投資家限定)	15,014,391円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2020-09 (適格機関投資家限定)	5,312,095円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2021-03 (適格機関投資家限定)	236,047円
インカム重視マルチアセット運用ファンドII 2021-04 (適格機関投資家限定)	22,209,823円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2021-09 (適格機関投資家限定)	6,119,385円
予兆モデル活用型戦略ファンド2024-01 (適格機関投資家限定)	15,796,481円
MSCIコクサイ・インデックスファンド<為替ヘッジあり> (適格機関投資家限定)	334,223,545円
DIAM外国株式インデックスファンドVA (適格機関投資家専用)	34,323,818円
DIAM外国株式パッシブ私募ファンド (適格機関投資家向け)	976,102,415円
外国株式パッシブ・ファンド2 (適格機関投資家限定)	1,040,921,215円
投資のソムリエ・私募 (適格機関投資家限定)	131,469,698円
AMOneマルチアセット・インカム戦略ファンド (シグナルヘッジ付き) (適格機関投資家限定)	780,957円
DIAMワールドバランス25VA (適格機関投資家限定)	4,867,024円
インカム重視マルチアセット運用ファンド (適格機関投資家限定)	14,403,088円
リスクコントロール世界8資産バランスファンド (FOFs用) (適格機関投資家専用)	4,793,125円
DIAMグローバル・バランスファンド25VA (適格機関投資家限定)	17,495,495円
DIAMグローバル・バランスファンド50VA (適格機関投資家限定)	35,512,143円
DIAM国際分散バランスファンド30VA (適格機関投資家限定)	1,325,867円
DIAM国際分散バランスファンド50VA (適格機関投資家限定)	7,783,140円
DIAM国内重視バランスファンド30VA (適格機関投資家限定)	784,534円
DIAM国内重視バランスファンド50VA (適格機関投資家限定)	27,604円
DIAM世界バランスファンド40VA (適格機関投資家限定)	278,030円
DIAM世界バランスファンド50VA (適格機関投資家限定)	7,911,105円
DIAMバランスファンド25VA (適格機関投資家限定)	89,044,937円
DIAMバランスファンド37.5VA (適格機関投資家限定)	173,606,310円
DIAMバランスファンド50VA (適格機関投資家限定)	616,087,080円
DIAMグローバル・アセット・バランスVA (適格機関投資家限定)	26,339,905円

D I A M グローバル・アセット・バランス V A 2 (適格機関投資家限定)	20,311,146円
D I A M アクサ グローバル バランスファンド 3 0 V A (適格機関投資家限定)	139,678,488円
D I A M 世界アセットバランスファンド V A (適格機関投資家向け)	4,557,863円
D I A M 世界バランスファンド 5 5 V A (適格機関投資家限定)	120,792円
D I A M 世界アセットバランスファンド 2 V A (適格機関投資家限定)	47,561,977円
D I A M 世界アセットバランスファンド 4 0 V A (適格機関投資家限定)	3,924,925円
D I A M 世界アセットバランスファンド 2 5 V A (適格機関投資家限定)	18,358,762円
D I A M 世界アセットバランスファンド 3 V A (適格機関投資家限定)	32,973,310円
D I A M 世界アセットバランスファンド 4 V A (適格機関投資家限定)	65,070,285円
動的パッケージファンド<DC年金>	12,852,907円
コア資産形成ファンド	6,211,288円
たわらノーロード 先進国株式(為替ヘッジなし) <ラップ専用>	2,114,893,552円
MHAM 外国株式インデックスファンド	131,255,999円
たわらノーロード 先進国株式(為替ヘッジあり) <ラップ専用>	979,045,302円
MHAM 動的パッケージファンド [適格機関投資家限定]	1,447,913,716円
MHAM 外国株式パッシブファンド [適格機関投資家限定]	2,033,211,546円
計	165,095,497,021円
2. 受益権の総数	165,095,497,021口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2023年5月9日 至 2024年5月8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引及び為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、株価及び為替相場の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年5月8日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸

差額	借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2024年5月8日現在	
	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)	
株式	58,659,343,109	
投資信託受益証券	158,163,034	
投資証券	△358,270,871	
合計	58,459,235,272	

(注)「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(2024年2月16日から2024年5月8日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

種類	2024年5月8日現在			
	契約額等(円)	うち		評価損益(円)
		1年超	時価(円)	
市場取引以外の取引 為替予約取引				
売建	110,723,830	—	110,736,997	△13,167
ユーロ	110,723,830	—	110,736,997	△13,167
買建	1,672,333,602	—	1,678,383,054	6,049,452
アメリカ・ドル	1,387,920,100	—	1,393,502,296	5,582,196
イギリス・ポンド	56,149,662	—	56,152,109	2,447
オーストラリア・ドル	21,465,651	—	21,423,262	△42,389
カナダ・ドル	61,561,314	—	61,582,100	20,786
ユーロ	145,236,875	—	145,723,287	486,412
合計	1,783,057,432	—	1,789,120,051	6,036,285

(注)時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

株式関連

種類	2024年5月8日現在			
	契約額等 (円)	時価 (円)		評価損益 (円)
		うち 1年超		
市場取引 先物取引 買建	46,967,473,630	—	47,234,165,847	266,692,217
合計	46,967,473,630	—	47,234,165,847	266,692,217

(注) 時価の算定方法

株価指数先物取引

1. 原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

2024年5月8日現在	
1口当たり純資産額	9.0053円
(1万口当たり純資産額)	(90,053円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

2024年5月8日現在

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	AMAZON.COM INC	1,432,341	188.760	270,368,687.160	
	ABBOTT LABORATORIES	267,923	106.170	28,445,384.910	
	AES CORP	109,122	18.840	2,055,858.480	
	INTL BUSINESS MACHINES CORP	140,501	168.380	23,657,558.380	
	ADVANCED MICRO DEVICES	249,270	154.430	38,494,766.100	
	ADOBE INC	69,437	492.270	34,181,751.990	
	CHUBB LTD	62,823	251.950	15,828,254.850	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS	34,261	248.650	8,518,997.650	

INC				
ALLSTATE CORP	39,652	168.190	6,669,069.880	
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	101,335	196.850	19,947,794.750	
AMGEN INC	82,631	300.300	24,814,089.300	
HESS CORP	41,496	158.490	6,576,701.040	
AMERICAN EXPRESS CO	89,859	234.660	21,086,312.940	
AMERICAN ELECTRIC POWER	83,039	89.870	7,462,714.930	
AFLAC INC	84,730	84.680	7,174,936.400	
AMERICAN INTL GROUP	108,150	80.280	8,682,282.000	
ANALOG DEVICES	76,233	203.570	15,518,751.810	
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC	102,432	64.460	6,602,766.720	
VALERO ENERGY CORP	52,332	156.670	8,198,854.440	
ANSYS INC	13,252	325.040	4,307,430.080	
APPLE INC	2,261,698	182.400	412,533,715.200	
APPLIED MATERIALS INC	128,053	207.320	26,547,947.960	
ALBEMARLE CORP	18,991	131.550	2,498,266.050	
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	81,504	61.590	5,019,831.360	
AMEREN CORP	40,644	74.360	3,022,287.840	
AUTODESK INC	33,059	214.620	7,095,122.580	
AUTOMATIC DATA PROCESSING	62,963	245.120	15,433,490.560	
AUTOZONE INC	2,716	2,990.650	8,122,605.400	
AVERY DENNISON CORP	11,542	223.900	2,584,253.800	
BALL CORP	46,288	69.210	3,203,592.480	
BERKSHIRE HATHAWAY INC- CL B	201,742	406.140	81,935,495.880	
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	116,387	57.400	6,680,613.800	
BAXTER INTERNATIONAL INC	80,219	36.120	2,897,510.280	
BECTON DICKINSON & CO	43,938	237.150	10,419,896.700	
AMETEK INC	36,304	169.580	6,156,432.320	
VERIZON COMM INC	641,522	39.310	25,218,229.820	
WR BERKLEY CORP	31,607	78.550	2,482,729.850	
BEST BUY CO INC	30,568	73.060	2,233,298.080	
BIO-RAD LABORATORIES-CL A	3,021	279.910	845,608.110	
YUM! BRANDS INC	42,053	135.910	5,715,423.230	
FIRSTENERGY CORP	83,697	39.350	3,293,476.950	
BOEING CO	88,812	176.710	15,693,968.520	
ROBERT HALF INC	14,456	69.980	1,011,630.880	
BORGWARNER INC	37,010	36.800	1,361,968.000	
BOSTON SCIENTIFIC CORP	226,432	73.430	16,626,901.760	
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	17,233	79.530	1,370,540.490	
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	26,064	148.330	3,866,073.120	
METTLER TOLEDO	3,411	1,247.740	4,256,041.140	

INTERNATIONAL INC				
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	315,127	44.040	13,878,193.080	
ONEOK INC	90,252	78.370	7,073,049.240	
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	9,709	129.180	1,254,208.620	
UNITED RENTALS INC	10,788	674.270	7,274,024.760	
SEMPRA	98,372	73.990	7,278,544.280	
FEDEX CORP	36,746	259.470	9,534,484.620	
VERISIGN INC	14,698	169.560	2,492,192.880	
AMPHENOL CORP	91,520	124.720	11,414,374.400	
BROWN-FORMAN CORP	48,308	47.510	2,295,113.080	
QUANTA SERVICES INC	23,271	266.880	6,210,564.480	
SIRIUS XM HOLDINGS INC	101,765	3.130	318,524.450	
CSX CORP	304,211	33.960	10,331,005.560	
COTERRA ENERGY INC	114,711	28.080	3,221,084.880	
CAMPBELL SOUP CO	26,978	45.160	1,218,326.480	
CONSTELLATION BRANDS INC	24,629	258.490	6,366,350.210	
CARDINAL HEALTH INC	38,298	99.720	3,819,076.560	
CARLISLE COS INC	7,520	405.550	3,049,736.000	
CARNIVAL CORP COMMON PAIRED	148,408	14.120	2,095,520.960	
CATERPILLAR INC	77,969	345.000	26,899,305.000	
CHECK POINT SOFTWARE TECHNOLOGIES	14,608	154.740	2,260,441.920	
JPMORGAN CHASE & CO	444,827	191.750	85,295,577.250	
CHURCH & DWIGHT CO INC	38,911	106.930	4,160,753.230	
CINCINNATI FINANCIAL CORP	22,876	117.200	2,681,067.200	
CINTAS CORP	14,169	692.780	9,815,999.820	
CISCO SYSTEMS INC	625,028	47.280	29,551,323.840	
CLEVELAND-CLIFFS INC	83,513	17.310	1,445,610.030	
CLOROX COMPANY	18,305	141.170	2,584,116.850	
COCA-COLA CO/THE	634,080	62.620	39,706,089.600	
COPART INC	135,251	55.930	7,564,588.430	
COLGATE-PALMOLIVE CO	121,309	94.080	11,412,750.720	
MARRIOTT INTERNATIONAL-CL A	38,376	235.990	9,056,352.240	
MOLINA HEALTHCARE INC	8,928	349.820	3,123,192.960	
NRG ENERGY, INC.	34,874	73.400	2,559,751.600	
COMCAST CORP-CL A	619,656	38.490	23,850,559.440	
CONAGRA BRANDS INC	73,639	30.720	2,262,190.080	
CONSOLIDATED EDISON INC	51,736	97.500	5,044,260.000	
CMS ENERGY CORP	44,128	62.220	2,745,644.160	
COOPER COS INC	31,884	93.420	2,978,603.280	
MOLSON COORS BEVERAGE CO	30,436	58.270	1,773,505.720	
CORNING INC	126,561	33.420	4,229,668.620	
HEICO CORP-CL A	11,614	166.920	1,938,608.880	
MANHATTAN ASSOCIATES INC	9,442	216.640	2,045,514.880	
CUMMINS INC	22,263	286.910	6,387,477.330	
DARLING INTERNATIONAL	23,806	44.520	1,059,843.120	



INC				
DR HORTON INC	45,784	151.400	6,931,697.600	
DANAHER CORP	108,358	248.760	26,955,136.080	
MOODY'S CORP	25,623	393.970	10,094,693.310	
COGNIZANT TECHNOLOGY SOLUTIONS	75,997	67.660	5,141,957.020	
TARGET CORP	71,189	160.410	11,419,427.490	
DEERE & CO	41,361	405.570	16,774,780.770	
MORGAN STANLEY	189,813	95.790	18,182,187.270	
REPUBLIC SERVICES INC	33,574	188.560	6,330,713.440	
COSTAR GROUP INC	61,975	92.460	5,730,208.500	
DECKERS OUTDOOR CORP	4,174	862.380	3,599,574.120	
THE WALT DISNEY CO	283,075	105.390	29,833,274.250	
DOLLAR TREE INC	31,756	121.670	3,863,752.520	
DOVER CORP	22,599	181.830	4,109,176.170	
OMNICOM GROUP	30,586	94.700	2,896,494.200	
DTE ENERGY CO	33,700	113.340	3,819,558.000	
DUKE ENERGY CORP	118,123	102.260	12,079,257.980	
DARDEN RESTAURANTS INC	17,701	147.030	2,602,578.030	
EBAY INC	84,227	50.070	4,217,245.890	
BANK OF AMERICA CORP	1,090,810	37.840	41,276,250.400	
CITIGROUP INC	294,170	62.000	18,238,540.000	
EASTMAN CHEMICAL CO	16,790	100.630	1,689,577.700	
EATON CORP PLC	61,113	327.430	20,010,229.590	
CADENCE DESIGN SYS INC	41,715	284.040	11,848,728.600	
ECOLAB INC	39,987	232.920	9,313,772.040	
REVVITY INC	17,972	103.170	1,854,171.240	
ELECTRONIC ARTS INC	38,801	130.240	5,053,442.240	
SALESFORCE INC	148,357	277.180	41,121,593.260	
ERIE INDEMNITY CO	4,050	405.440	1,642,032.000	
EMERSON ELECTRIC CO	87,960	107.400	9,446,904.000	
ATMOS ENERGY CORP	24,532	120.340	2,952,180.880	
ENTERGY CORP	33,557	110.580	3,710,733.060	
EOG RESOURCES INC	90,394	130.260	11,774,722.440	
EQUIFAX INC	18,730	236.740	4,434,140.200	
EQT CORP	59,729	40.510	2,419,621.790	
ESTEE LAUDER COS INC/THE	35,846	129.490	4,641,698.540	
EXPEDITORS INTERNATIONAL	22,415	114.900	2,575,483.500	
EXXON MOBIL CORP	690,621	116.170	80,229,441.570	
FMC CORP	17,711	66.750	1,182,209.250	
NEXTERA ENERGY INC	317,255	71.950	22,826,497.250	
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	6,019	435.460	2,621,033.740	
FAIR ISAAC CORP	3,775	1,240.620	4,683,340.500	
ASSURANT INC	8,766	178.580	1,565,432.280	
FASTENAL CO	89,185	66.410	5,922,775.850	
FIFTH THIRD BANCORP	105,410	38.030	4,008,742.300	
M&T BANK CORP	24,958	148.310	3,701,520.980	
FISERV INC	91,718	153.040	14,036,522.720	
FORD MOTOR CO	608,574	12.170	7,406,345.580	

FRANKLIN RESOURCES INC	47,477	23.300	1,106,214.100	
FREEMPORT-MCMORAN INC	224,733	51.390	11,549,028.870	
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	1,584	1,712.330	2,712,330.720	
ARTHUR J GALLAGHER & CO	33,344	245.020	8,169,946.880	
GENERAL DYNAMICS CORP	35,855	293.370	10,518,781.350	
GENERAL MILLS INC	88,517	69.910	6,188,223.470	
GENUINE PARTS CO	20,769	154.920	3,217,533.480	
GILEAD SCIENCES INC	190,011	65.460	12,438,120.060	
GARTNER INC	11,988	437.130	5,240,314.440	
MCKESSON CORP	20,854	545.750	11,381,070.500	
NVIDIA CORP	380,370	905.540	344,440,249.800	
GRACO INC	27,006	83.520	2,255,541.120	
GENERAL ELECTRIC CO	167,599	168.780	28,287,359.220	
WW GRAINGER INC	6,777	945.890	6,410,296.530	
HALLIBURTON CO	139,251	37.200	5,180,137.200	
MONSTER BEVERAGE CORP	117,637	54.670	6,431,214.790	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	50,300	443.800	22,323,140.000	
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	28,728	215.910	6,202,662.480	
HASBRO INC	16,359	61.160	1,000,516.440	
HENRY SCHEIN INC	20,863	71.200	1,485,445.600	
HEICO CORP	6,878	208.420	1,433,512.760	
HERSHEY FOODS CORP	24,324	198.160	4,820,043.840	
HP INC	145,950	28.410	4,146,439.500	
F5 INC	8,981	168.320	1,511,681.920	
CROWN HOLDINGS INC NPR	18,125	83.840	1,519,600.000	
UNITED THERAPEUTICS CORP	7,615	266.220	2,027,265.300	
JUNIPER NETWORKS INC	50,704	34.500	1,749,288.000	
HOLOGIC INC	38,399	76.100	2,922,163.900	
HOME DEPOT INC	152,731	340.690	52,033,924.390	
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	29,668	82.580	2,449,983.440	
HORMEL FOODS CORP	49,054	35.310	1,732,096.740	
CENTERPOINT ENERGY INC	97,776	29.600	2,894,169.600	
LENNOX INTERNATIONAL INC	4,917	471.200	2,316,890.400	
HUBBELL INC	7,820	393.060	3,073,729.200	
HUMANA INC	18,641	324.630	6,051,427.830	
JB HUNT TRANSPORT SERVICES INC	12,276	168.110	2,063,718.360	
HUNTINGTON BANCSHARES INC	215,385	13.850	2,983,082.250	
BIOGEN INC	21,910	218.920	4,796,537.200	
IDEX CORP	12,292	221.750	2,725,751.000	
ILLINOIS TOOL WORKS	46,463	247.140	11,482,865.820	
INTUIT INC	43,142	641.150	27,660,493.300	
IDEXX LABORATORIES INC	12,500	483.680	6,046,000.000	
TRANE TECHNOLOGIES PLC	35,154	325.890	11,456,337.060	
INTEL CORP	650,991	30.680	19,972,403.880	
INTL FLAVORS &	40,993	94.330	3,866,869.690	

FRAGRANCES				
INTERNATIONAL PAPER CO	53,419	38.840	2,074,793.960	
INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	54,063	30.960	1,673,790.480	
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	11,857	165.650	1,964,112.050	
JABIL CIRCUIT INC	19,586	117.430	2,299,983.980	
INCYTE CORP	31,654	54.370	1,721,027.980	
JOHNSON & JOHNSON	370,879	148.720	55,157,124.880	
HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	45,659	99.340	4,535,765.060	
KLA CORPORATION	20,937	714.380	14,956,974.060	
DEVON ENERGY CORP	96,985	50.980	4,944,295.300	
KELLANOVA	42,451	61.640	2,616,679.640	
KEYCORP	144,072	14.930	2,150,994.960	
KIMBERLY-CLARK CORP	52,932	135.980	7,197,693.360	
BLACKROCK INC/NEW YORK	22,727	780.920	17,747,968.840	
KROGER CO	103,385	55.310	5,718,224.350	
LAM RESEARCH CORP	20,285	914.910	18,558,949.350	
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	7,446	393.030	2,926,501.380	
PACKAGING CORP OF AMERICA	13,451	179.150	2,409,746.650	
LATTICE SEMICONDUCTOR CORP	20,260	71.800	1,454,668.000	
AKAMAI TECHNOLOGIES	23,313	101.670	2,370,232.710	
LENNAR CORP	37,667	161.100	6,068,153.700	
ELI LILLY & CO	124,326	777.770	96,697,033.020	
BATH & BODY WORKS INC	34,638	47.220	1,635,606.360	
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	110,884	147.090	16,309,927.560	
AGILENT TECHNOLOGIES INC	44,825	141.270	6,332,427.750	
LOCKHEED MARTIN CORP	33,842	466.680	15,793,384.560	
LOEWS CORP	30,289	77.810	2,356,787.090	
LOWE'S COS INC	88,486	231.460	20,480,969.560	
DOMINION ENERGY INC	126,501	52.120	6,593,232.120	
MGM RESORTS INTERNATIONAL	40,401	40.640	1,641,896.640	
MCCORMICK & CO INC	40,279	76.180	3,068,454.220	
MCDONALD'S CORPORATION	111,035	267.500	29,701,862.500	
S&P GLOBAL INC	50,122	428.560	21,480,284.320	
EVEREST GROUP LTD	6,670	378.640	2,525,528.800	
MARKEL GROUP INC	2,013	1,615.150	3,251,296.950	
EDWARDS LIFESCIENCES CORP NPR	91,510	85.840	7,855,218.400	
MARSH & MCLENNAN COS	75,606	203.710	15,401,698.260	
MASCO CORP	34,561	70.680	2,442,771.480	
MARTIN MARIETTA MATERIALS INC	9,365	598.810	5,607,855.650	
METLIFE INC	97,405	71.260	6,941,080.300	

MEDTRONIC PLC	205,863	81.900	16,860,179.700	
CVS HEALTH CORP	197,356	55.740	11,000,623.440	
MERCK & CO. INC.	390,800	130.380	50,952,504.000	
ON SEMICONDUCTOR CORPORATION	65,250	70.790	4,619,047.500	
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	12,876	201.500	2,594,514.000	
MICROSOFT CORP	1,087,148	409.340	445,013,162.320	
MICRON TECH INC	168,037	119.210	20,031,690.770	
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	81,668	92.060	7,518,356.080	
3M CO	86,733	95.540	8,286,470.820	
ENTEGRIS INC	23,675	132.700	3,141,672.500	
CHARLES RIVER LABORATORIES INT	7,674	236.300	1,813,366.200	
MOTOROLA SOLUTIONS INC	25,570	358.170	9,158,406.900	
ILLUMINA INC	24,379	112.820	2,750,438.780	
XCEL ENERGY INC	88,125	55.020	4,848,637.500	
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	14,613	143.190	2,092,435.470	
NETAPP INC	32,785	107.360	3,519,797.600	
NEWMONT CORP	182,697	41.440	7,570,963.680	
NVR INC	483	7,754.420	3,745,384.860	
NIKE INC-CL B	187,720	93.780	17,604,381.600	
NORDSON CORP	8,735	272.060	2,376,444.100	
NORFOLK SOUTHERN CORP	35,167	232.320	8,169,997.440	
EVERSOURCE ENERGY	51,861	61.170	3,172,337.370	
NISOURCE INC	64,543	29.050	1,874,974.150	
NORTHERN TRUST CORP	32,868	84.660	2,782,604.880	
NORTHROP GRUMMAN CORP	22,098	473.750	10,468,927.500	
WELLS FARGO & CO	558,286	60.260	33,642,314.360	
NUCOR CORP	37,496	171.790	6,441,437.840	
CHENIERE ENERGY INC	36,422	156.310	5,693,122.820	
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	57,630	142.560	8,215,732.800	
OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	99,774	65.070	6,492,294.180	
OLD DOMINION FREIGHT LINE	29,708	184.790	5,489,741.320	
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	9,084	1,020.710	9,272,129.640	
ORACLE CORP	254,062	117.930	29,961,531.660	
PACCAR INC	80,726	106.600	8,605,391.600	
PTC INC	18,085	178.380	3,226,002.300	
EXELON CORP	157,197	37.910	5,959,338.270	
PARKER HANNIFIN CORP	19,900	550.180	10,948,582.000	
PAYCHEX INC	49,152	121.790	5,986,222.080	
ALIGN TECHNOLOGY INC	11,452	286.520	3,281,227.040	
PPL CORPORATION	113,687	28.350	3,223,026.450	
PEPSICO INC	212,674	178.020	37,860,225.480	
PENTAIR PLC	25,545	83.020	2,120,745.900	
PFIZER INC	873,728	27.770	24,263,426.560	

ESSENTIAL UTILITIES INC	40,319	38.670	1,559,135.730	
CONOCOPHILLIPS	183,994	123.540	22,730,618.760	
PG&E CORP	306,139	17.730	5,427,844.470	
ALTRIA GROUP INC	271,033	43.850	11,884,797.050	
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	61,632	156.150	9,623,836.800	
BROWN & BROWN INC	36,907	85.240	3,145,952.680	
GARMIN LTD	23,281	169.960	3,956,838.760	
PPG INDUSTRIES INC	35,748	134.210	4,797,739.080	
COSTCO WHOLESALE CORP	68,386	771.310	52,746,805.660	
T ROWE PRICE GROUP INC	34,293	111.250	3,815,096.250	
QUEST DIAGNOSTICS	16,574	136.940	2,269,643.560	
PROCTER & GAMBLE CO	363,111	165.760	60,189,279.360	
PROGRESSIVE CORP	89,808	215.460	19,350,031.680	
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	74,243	71.980	5,344,011.140	
PULTE GROUP INC	33,950	116.950	3,970,452.500	
GLOBAL PAYMENTS INC	40,068	110.850	4,441,537.800	
QUALCOMM INC	172,540	180.150	31,083,081.000	
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	29,141	125.270	3,650,493.070	
EXACT SCIENCES CORP	26,045	61.410	1,599,423.450	
RELIANCE INC	8,747	295.360	2,583,513.920	
REGENERON PHARMACEUTICALS	16,559	969.970	16,061,733.230	
REPLIGEN CORP	8,576	167.720	1,438,366.720	
RESMED INC	22,899	216.160	4,949,847.840	
US BANCORP	241,484	41.580	10,040,904.720	
ARCH CAPITAL GROUP LTD	56,309	98.210	5,530,106.890	
ROSS STORES INC	50,878	131.580	6,694,527.240	
ROLLINS INC	45,708	47.200	2,157,417.600	
ROPER TECHNOLOGIES INC	16,344	520.260	8,503,129.440	
ROCKWELL AUTOMATION INC	17,327	272.040	4,713,637.080	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	37,464	141.590	5,304,527.760	
RPM INTERNATIONAL INC	19,258	112.300	2,162,673.400	
ACCENTURE PLC-CL A	96,538	310.660	29,990,495.080	
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	208,847	70.890	14,805,163.830	
WILLIS TOWERS WATSON PLC	16,217	254.860	4,133,064.620	
AXON ENTERPRISE INC	11,039	312.730	3,452,226.470	
THE TRAVELERS COMPANIES INC	34,835	216.970	7,558,149.950	
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	89,354	74.310	6,639,895.740	
BOOKING HOLDINGS INC	5,452	3,605.410	19,656,695.320	
SCHLUMBERGER LTD	217,990	48.170	10,500,578.300	
SCHWAB (CHARLES) CORP	230,145	75.540	17,385,153.300	
POOL CORP	6,305	372.680	2,349,747.400	
ZIMMER BIOMET HOLDINGS	32,114	121.430	3,899,603.020	

INC				
SEI INVESTMENTS CO	14,477	68.300	988,779.100	
ELEVANCE HEALTH INC	36,139	536.170	19,376,647.630	
CENCORA INC	25,701	226.740	5,827,444.740	
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	35,591	82.460	2,934,833.860	
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	37,500	318.750	11,953,125.000	
CENTENE CORP	82,487	75.900	6,260,763.300	
SMITH (A. O.) CORP	19,563	85.220	1,667,158.860	
SNAP-ON INC	8,204	276.860	2,271,359.440	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	54,392	116.230	6,321,982.160	
EDISON INTERNATIONAL	57,612	73.890	4,256,950.680	
SOUTHERN CO	166,722	76.950	12,829,257.900	
TRUIST FINANCIAL CORP	206,811	39.110	8,088,378.210	
SOUTHWEST AIRLINES	19,700	27.000	531,900.000	
AT&T INC	1,094,228	17.080	18,689,414.240	
CHEVRON CORP	277,081	162.670	45,072,766.270	
STANLEY BLACK & DECKER INC	22,592	87.290	1,972,055.680	
STATE STREET CORP	50,416	75.350	3,798,845.600	
STARBUCKS CORP	175,161	72.500	12,699,172.500	
STEEL DYNAMICS INC	22,937	132.710	3,043,969.270	
STRYKER CORP	52,791	332.140	17,534,002.740	
NETFLIX INC	67,648	606.000	40,994,688.000	
GEN DIGITAL INC	92,583	19.960	1,847,956.680	
KNIGHT SWIFT TRANSPORTATION HOLDINGS INC	27,400	48.060	1,316,844.000	
SYNOPSIS INC	23,314	549.610	12,813,607.540	
SYSCO CORP	81,369	75.810	6,168,583.890	
INTUITIVE SURGICAL INC	54,381	388.650	21,135,175.650	
TELEFLEX INC	6,985	201.520	1,407,617.200	
TEVA PHARMACEUTICAL INDUSTRIES	169,250	13.950	2,361,037.500	
TERADYNE INC	22,066	121.090	2,671,971.940	
TEXAS INSTRUMENTS INC	140,780	182.670	25,716,282.600	
TEXTRON INC	29,841	87.490	2,610,789.090	
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	59,645	572.870	34,168,831.150	
GLOBE LIFE INC	14,973	85.160	1,275,100.680	
TORO CO	14,644	89.080	1,304,487.520	
DAVITA INC	6,813	137.690	938,081.970	
TRACTOR SUPPLY CO	16,808	270.130	4,540,345.040	
BIO-TECHNE CORP	25,934	77.460	2,008,847.640	
TRIMBLE INC	37,504	57.000	2,137,728.000	
TYLER TECHNOLOGIES INC	6,175	481.380	2,972,521.500	
TYSON FOODS INC	41,316	58.890	2,433,099.240	
MARATHON OIL CORP	92,952	27.050	2,514,351.600	
UNION PACIFIC CORP	93,133	242.380	22,573,576.540	
RTX CORP	223,486	103.230	23,070,459.780	

UNITEDHEALTH GROUP INC	142,800	500.960	71,537,088.000	
UNIVERSAL HEALTH SERVICES INC	9,903	169.500	1,678,558.500	
PARAMOUNT GLOBAL	81,326	12.890	1,048,292.140	
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	39,411	410.240	16,167,968.640	
VULCAN MATERIALS CO	20,095	268.350	5,392,493.250	
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	107,124	17.350	1,858,601.400	
WALMART INC	678,540	60.620	41,133,094.800	
WASTE MANAGEMENT INC	62,122	210.500	13,076,681.000	
WATERS CORP	8,786	326.060	2,864,763.160	
WATSCO INC	4,889	467.990	2,288,003.110	
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	11,464	368.350	4,222,764.400	
JM SMUCKER CO/THE-NEW	15,604	112.940	1,762,315.760	
VAIL RESORTS INC	6,523	197.490	1,288,227.270	
WESTERN DIGITAL CORP	49,451	71.490	3,535,251.990	
WABTEC CORP	28,400	164.590	4,674,356.000	
SKYWORKS SOLUTIONS INC	25,319	92.560	2,343,526.640	
WYNN RESORTS LTD	15,379	97.230	1,495,300.170	
NASDAQ INC	52,969	60.900	3,225,812.100	
CME GROUP INC	55,935	208.340	11,653,497.900	
WILLIAMS COS INC	188,794	39.110	7,383,733.340	
WILLIAMS-SONOMA INC	9,646	301.620	2,909,426.520	
DICK'S SPORTING GOODS INC	8,551	202.680	1,733,116.680	
LKQ CORP	43,882	44.440	1,950,116.080	
ALLIANT ENERGY CORP	40,524	51.130	2,071,992.120	
WEC ENERGY GROUP INC	47,882	83.830	4,013,948.060	
CARMAX INC	22,414	69.230	1,551,721.220	
TJX COMPANIES INC	175,938	97.920	17,227,848.960	
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP	7,785	317.870	2,474,617.950	
HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	156,049	3.280	511,840.720	
JARDINE MATHESON HOLDINGS LTD	23,528	39.840	937,355.520	
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	19,271	154.330	2,974,093.430	
CBRE GROUP INC	48,577	86.510	4,202,396.270	
REGIONS FINANCIAL CORP	152,588	19.650	2,998,354.200	
DOMINO'S PIZZA INC	5,137	517.230	2,657,010.510	
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	7,519	702.220	5,279,992.180	
WESTLAKE CORP	6,030	156.450	943,393.500	
T-MOBILE US INC	80,697	162.190	13,088,246.430	
LAS VEGAS SANDS CORP	59,474	46.720	2,778,625.280	
MOSAIC CO/THE	48,502	29.880	1,449,239.760	
MARKETAXESS HOLDINGS INC	6,126	200.890	1,230,652.140	
CELANESE CORP	16,273	162.730	2,648,105.290	

DEXCOM INC	58,553	130.100	7,617,745.300	
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	19,554	162.620	3,179,871.480	
EXPEDIA GROUP INC	21,978	112.910	2,481,535.980	
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	30,969	74.990	2,322,365.310	
AMERIPRISE FINANCIAL INC	15,536	424.870	6,600,780.320	
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	87,385	133.720	11,685,122.200	
LIVE NATION	23,597	96.340	2,273,334.980	
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	4,226	3,193.680	13,496,491.680	
TRANSDIGM GROUP INC	8,496	1,310.400	11,133,158.400	
MASTERCARD INC	128,934	453.060	58,414,838.040	
CELSIUS HOLDINGS INC	23,623	76.950	1,817,789.850	
OWENS CORNING	13,227	175.080	2,315,783.160	
LEIDOS HOLDINGS INC	20,679	142.850	2,953,995.150	
AERCAP HOLDINGS NV	30,064	87.440	2,628,796.160	
FIRST SOLAR INC	15,579	194.670	3,032,763.930	
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS	18,398	201.360	3,704,621.280	
SUPER MICRO COMPUTER INC	7,793	819.290	6,384,726.970	
AECOM TECHNOLOGY CORP	21,094	93.140	1,964,695.160	
DELTA AIR LINES INC	21,592	52.200	1,127,102.400	
INSULET CORP	10,158	184.280	1,871,916.240	
DISCOVER FINANCIAL	39,188	123.610	4,844,028.680	
TE CONNECTIVITY LTD	47,054	143.240	6,740,014.960	
LULULEMON ATHLETICA INC	17,837	349.850	6,240,274.450	
MERCADOLIBRE INC	6,913	1,688.690	11,673,913.970	
ULTA BEAUTY INC	7,263	393.670	2,859,225.210	
MSCI INC	11,948	471.400	5,632,287.200	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	236,746	97.530	23,089,837.380	
VISA INC	243,751	276.460	67,387,401.460	
KEURIG DR PEPPER INC	160,760	33.810	5,435,295.600	
AMERICAN WATER WORKS CO INC	31,751	131.820	4,185,416.820	
MARATHON PETROLEUM CORP	58,062	180.920	10,504,577.040	
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS INC	21,430	72.820	1,560,532.600	
KINDER MORGAN INC/DELAWARE	298,312	18.770	5,599,316.240	
XYLEM INC	36,891	140.030	5,165,846.730	
LYONDELLBASELL INDUSTRIES NV	40,421	101.450	4,100,710.450	
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIES INC	6,481	248.570	1,610,982.170	
EPAM SYSTEMS INC	9,031	249.540	2,253,595.740	
HCA HEALTHCARE INC	30,702	314.450	9,654,243.900	
VERISK ANALYTICS INC	21,663	247.000	5,350,761.000	
JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	10,706	111.210	1,190,614.260	



CORPAY INC	11,338	304.720	3,454,915.360
NXP SEMICONDUCTOR NV	38,938	258.650	10,071,313.700
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDING CORP	19,242	151.400	2,913,238.800
TARGA RESOURCES CORP	33,263	112.830	3,753,064.290
LEAR CORP	9,398	128.030	1,203,225.940
CBOE GLOBAL MARKETS INC	15,608	184.245	2,875,695.960
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS INC	34,295	62.720	2,150,982.400
DOLLAR GENERAL CORP	33,444	139.900	4,678,815.600
FORTINET INC	100,599	59.430	5,978,598.570
HYATT HOTELS CORP	6,647	150.400	999,708.800
TESLA INC	440,906	177.810	78,397,495.860
ENPHASE ENERGY INC	21,539	114.925	2,475,369.570
GENERAL MOTORS CO	208,056	45.280	9,420,775.680
ALLY FINANCIAL INC	39,230	39.400	1,545,662.000
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	11,895	268.970	3,199,398.150
APTIV PLC	43,097	83.000	3,577,051.000
PHILLIPS 66	68,358	145.210	9,926,265.180
META PLATFORMS INC	341,856	468.240	160,070,653.440
IQVIA HOLDINGS INC	27,848	229.140	6,381,090.720
DIAMONDBACK ENERGY INC	26,616	203.680	5,421,146.880
SERVICENOW INC	31,602	713.330	22,542,654.660
PALO ALTO NETWORKS INC	48,773	305.520	14,901,126.960
WORKDAY INC	32,378	249.430	8,076,044.540
ABBVIE INC	272,283	162.550	44,259,601.650
ZOETIS INC	70,224	168.450	11,829,232.800
NEWS CORP/NEW-CL A	54,211	24.420	1,323,832.620
CDW CORP	20,262	220.680	4,471,418.160
HOWMET AEROSPACE INC	63,110	79.830	5,038,071.300
TWILIO INC	25,710	63.370	1,629,242.700
SNAP INC	152,250	17.140	2,609,565.000
TRADE DESK INC A	69,828	89.640	6,259,381.920
OKTA INC	25,106	98.560	2,474,447.360
BAKER HUGHES CO	152,160	32.140	4,890,422.400
LAMB WESTON HOLDINGS INC	21,785	85.100	1,853,903.500
CNH INDUSTRIAL NV	161,962	11.900	1,927,347.800
BROADCOM INC	68,510	1,303.110	89,276,066.100
ARES MANAGEMENT CORP	26,510	137.290	3,639,557.900
MONGODB INC	10,906	355.310	3,875,010.860
BURLINGTON STORES INC	10,565	187.720	1,983,261.800
VEEVA SYSTEMS INC	23,273	205.310	4,778,179.630
EVERGY INC	33,192	54.450	1,807,304.400
ALLEGION PLC	13,423	124.370	1,669,418.510
DAYFORCE INC	22,002	59.180	1,302,078.360
STERIS PLC	15,540	212.870	3,307,999.800
DOCUSIGN INC	31,974	58.310	1,864,403.940
WIX.COM LTD	8,997	122.140	1,098,893.580
DROPBOX INC	41,801	23.610	986,921.610

KKR & CO INC	90,373	99.540	8,995,728.420	
FUTU HOLDINGS LTD ADR	5,050	71.060	358,853.000	
ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS INC	39,400	62.140	2,448,316.000	
MODERNA INC	50,006	121.070	6,054,226.420	
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS INC	40,232	199.710	8,034,732.720	
CIGNA GROUP	45,163	346.700	15,658,012.100	
DELL TECHNOLOGIES INC	38,669	127.550	4,932,230.950	
DOW INC	106,037	58.360	6,188,319.320	
OVINTIV INC	39,160	52.510	2,056,291.600	
AMCOR PLC	223,348	10.120	2,260,281.760	
PINTEREST INC	90,936	41.900	3,810,218.400	
FOX CORP-A	36,501	32.320	1,179,712.320	
FOX CORP-B	27,507	29.850	821,083.950	
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC	35,283	312.550	11,027,701.650	
AVANTOR INC	107,376	24.850	2,668,293.600	
DYNATRACE INC	39,362	46.760	1,840,567.120	
CLOUDFLARE INC	46,487	74.130	3,446,081.310	
TRADEWEB MARKETS INC	16,918	110.380	1,867,408.840	
CARRIER GLOBAL CORP	124,379	64.260	7,992,594.540	
OTIS WORLDWIDE CORP	62,600	93.890	5,877,514.000	
UBER TECHNOLOGIES INC	285,830	70.430	20,131,006.900	
CORTEVA INC	108,001	57.520	6,212,217.520	
MATCH GROUP INC	44,764	31.510	1,410,513.640	
FERGUSON PLC	30,868	218.970	6,759,165.960	
BILL HOLDINGS INC	16,243	57.680	936,896.240	
BLACKSTONE INC	108,546	121.500	13,188,339.000	
PAYLOCITY HOLDING CORP	7,385	169.090	1,248,729.650	
CARLYLE GROUP INC	34,847	41.980	1,462,877.060	
DATADOG INC	42,674	112.400	4,796,557.600	
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS PLC	30,890	89.510	2,764,963.900	
VERTIV HOLDINGS CO	53,234	94.910	5,052,438.940	
INGERSOLL RAND INC	61,976	89.850	5,568,543.600	
GE HEALTHCARE TECHNOLOGIES INC	62,373	81.430	5,079,033.390	
PAYCOM SOFTWARE INC	8,941	176.470	1,577,818.270	
RIVIAN AUTOMOTIVE INC	93,426	10.250	957,616.500	
DRAFTKINGS INC	63,900	43.300	2,766,870.000	
UNITY SOFTWARE INC	40,967	25.320	1,037,284.440	
AON PLC	31,309	288.350	9,027,950.150	
WARNER BROS DISCOVERY INC	351,421	7.770	2,730,541.170	
TEXAS PACIFIC LAND CORP	2,718	569.720	1,548,498.960	
BENTLEY SYSTEMS INC	33,634	54.930	1,847,515.620	
COINBASE GLOBAL INC	26,305	214.340	5,638,213.700	
UIPATH INC	53,439	20.020	1,069,848.780	
AIRBNB INC	67,475	159.810	10,783,179.750	
CONSTELLATION ENERGY	48,214	200.560	9,669,799.840	

CORP				
MONDAY.COM LTD	4,308	190.370	820,113.960	
SOLVENTUM CORP	21,683	65.560	1,421,537.480	
COREBRIDGE FINANCIAL INC	39,050	30.040	1,173,062.000	
APPROVIN CORP	25,377	77.090	1,956,312.930	
ROYALTY PHARMA PLC	62,173	28.280	1,758,252.440	
ROBLOX CORP	66,477	40.540	2,694,977.580	
VIATRIS INC	184,148	11.720	2,158,214.560	
CAESARS ENTERTAINMENT INC	34,604	36.350	1,257,855.400	
CHESAPEAKE ENERGY CORP	15,846	88.620	1,404,272.520	
HF SINCLAIR CORP	25,560	54.850	1,401,966.000	
SNOWFLAKE INC	42,608	159.090	6,778,506.720	
DOORDASH INC	39,376	115.560	4,550,290.560	
ARISTA NETWORKS INC	40,807	273.990	11,180,709.930	
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	61,704	113.180	6,983,658.720	
GLOBAL-E ONLINE LTD	15,893	32.690	519,542.170	
PALANTIR TECHNOLOGIES INC	290,013	21.400	6,206,278.200	
FNF GROUP	38,907	52.150	2,029,000.050	
JACOBS SOLUTIONS INC	18,723	141.640	2,651,925.720	
MARVELL TECHNOLOGY INC	134,511	68.680	9,238,215.480	
APA CORP	49,146	30.260	1,487,157.960	
CONFLUENT INC	27,524	27.830	765,992.920	
LINDE PLC	74,454	430.000	32,015,220.000	
ROBINHOOD MARKETS INC	73,566	17.990	1,323,452.340	
U-HAUL HOLDING CO	11,981	65.280	782,119.680	
ASPEN TECHNOLOGY INC	3,721	188.770	702,413.170	
TOAST INC	45,399	23.730	1,077,318.270	
GE VERNOVA INC	41,899	167.360	7,012,216.640	
GRAB HOLDINGS LTD	279,515	3.500	978,302.500	
CATALENT INC	27,357	56.530	1,546,491.210	
SYNCHRONY FINANCIAL	68,701	45.270	3,110,094.270	
VERALTO CORP	37,086	97.270	3,607,355.220	
SAMSARA INC	27,908	38.270	1,068,039.160	
LIBERTY MEDIA CORP- LIBERTY SIRIUSXM	19,871	25.150	499,755.650	
LIBERTY MEDIA CORP- LIBERTY FORMULA ONE	28,191	72.060	2,031,443.460	
BUNGE GLOBAL SA	21,715	104.350	2,265,960.250	
KENVUE INC	264,038	20.080	5,301,883.040	
CITIZENS FINANCIAL GROUP INC	73,013	35.570	2,597,072.410	
CYBERARK SOFTWARE LTD	6,799	237.470	1,614,558.530	
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	27,713	150.100	4,159,721.300	
HUBSPOT INC	7,360	615.460	4,529,785.600	
QORVO INC	14,144	96.750	1,368,432.000	
LIBERTY BROADBAND CORP-C	18,444	52.160	962,039.040	

W/I				
LIBERTY GLOBAL LTD	36,034	17.470	629,513.980	
GODADDY INC	19,713	131.350	2,589,302.550	
ETSY INC	18,558	62.770	1,164,885.660	
TRANSUNION	31,262	78.590	2,456,880.580	
ALBERTSONS COS INC	54,086	20.600	1,114,171.600	
BLOCK INC	84,306	71.600	6,036,309.600	
DUPONT DE NEMOURS INC	68,235	79.290	5,410,353.150	
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS PLC	31,012	73.300	2,273,179.600	
WESTROCK CO	42,166	51.620	2,176,608.920	
KRAFT HEINZ CO	129,447	35.810	4,635,497.070	
FORTIVE CORP	55,370	77.040	4,265,704.800	
WASTE CONNECTIONS INC	38,848	165.500	6,429,344.000	
ALPHABET INC-CL A	912,175	171.250	156,209,968.750	
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE CO	186,711	16.860	3,147,947.460	
PAYPAL HOLDINGS INC	158,507	65.920	10,448,781.440	
SEA LTD ADR	58,070	65.160	3,783,841.200	
EQUITABLE HOLDINGS INC	56,329	39.430	2,221,052.470	
ZILLOW GROUP INC-C	22,374	43.120	964,766.880	
ALPHABET INC-CL C	792,918	172.980	137,158,955.640	
ZSCALER INC	14,051	176.890	2,485,481.390	
ATLASSIAN CORP PLC	23,713	184.120	4,366,037.560	
ROKU INC	19,331	60.140	1,162,566.340	
CHARTER COMMUNICATIONS INC	15,049	268.000	4,033,132.000	
VISTRA CORP	49,633	81.740	4,057,001.420	
アメリカ・ドル 小計	52,418,783		6,871,350,242.270 (1,064,715,720,038)	
イギリス・ポンド				
ANTOFAGASTA PLC	61,295	21.980	1,347,264.100	
ASHTAD GROUP	66,851	57.720	3,858,639.720	
SEVERN TRENT PLC	45,548	25.770	1,173,771.960	
BARCLAYS PLC	2,229,023	2.103	4,687,635.360	
BARRATT DEVELOPMENTS PLC	124,196	4.928	612,037.880	
BT GROUP PLC	904,198	1.054	953,024.690	
BUNZL PLC	53,979	31.480	1,699,258.920	
CRH PLC	108,593	64.280	6,980,358.040	
AVIVA PLC	429,205	4.826	2,071,343.330	
CRODA INTERNATIONAL	20,573	48.310	993,881.630	
DIAGEO PLC	346,858	27.555	9,557,672.190	
SCHRODERS PLC	110,366	3.606	397,979.790	
DCC PLC	17,471	57.450	1,003,708.950	
NATIONAL GRID PLC	579,825	10.955	6,351,982.870	
KINGFISHER PLC	336,026	2.539	853,170.010	
BAE SYSTEMS PLC	457,388	13.730	6,279,937.240	
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	315,055	23.870	7,520,362.850	
HALMA PLC	62,208	22.840	1,420,830.720	

NEXT PLC	18,588	91.060	1,692,623.280	
IMPERIAL BRANDS PLC	126,179	18.475	2,331,157.020	
ANGLO AMERICAN PLC	193,117	26.800	5,175,535.600	
COMPASS GROUP PLC	259,074	22.730	5,888,752.020	
HSBC HOLDINGS PLC	2,973,100	7.126	21,186,310.600	
LEGAL & GENERAL GROUP PLC	949,467	2.466	2,341,385.620	
CENTRICA PLC	793,776	1.311	1,040,640.330	
UNILEVER PLC	382,437	42.120	16,108,246.440	
UNITED UTILITIES GROUP PLC	115,134	10.870	1,251,506.580	
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	55,043	26.870	1,479,005.410	
PEARSON PLC	84,159	9.976	839,570.180	
PERSIMMON PLC	56,989	14.140	805,824.460	
PRUDENTIAL PLC	418,146	7.594	3,175,400.720	
RIO TINTO PLC	173,077	55.910	9,676,735.070	
VODAFONE GROUP PLC	3,582,903	0.679	2,432,791.130	
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	110,858	45.500	5,044,039.000	
RELX PLC	289,143	34.110	9,862,667.730	
RENTOKIL INITIAL PLC	374,845	4.196	1,572,849.620	
ROLLS ROYCE HOLDINGS PLC	1,303,232	4.184	5,452,722.680	
NATWEST GROUP PLC	896,355	3.120	2,796,627.600	
ST JAMES' S PLACE PLC	89,082	4.578	407,817.390	
SSE PLC	168,922	17.805	3,007,656.210	
BP PLC	2,631,576	5.037	13,255,248.310	
SAGE GROUP PLC (THE)	152,196	11.885	1,808,849.460	
SMITHS GROUP PLC	51,695	16.570	856,586.150	
SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	10,751	90.200	969,740.200	
STANDARD CHARTERED PLC	362,528	7.506	2,721,135.160	
LLOYDS BANKING GROUP PLC	9,868,076	0.537	5,299,156.810	
TAYLOR WIMPLEY PLC	569,863	1.414	805,786.280	
TESCO PLC	1,122,991	3.043	3,417,261.610	
3I GROUP PLC	149,486	29.500	4,409,837.000	
SMITH & NEPHEW PLC	125,930	9.978	1,256,529.540	
GSK PLC	626,067	17.610	11,025,039.870	
LONDON STOCK EXCHANGE PLC	63,356	93.080	5,897,176.480	
WPP PLC	176,061	8.256	1,453,559.610	
ASTRAZENECA PLC	239,773	121.180	29,055,692.140	
WHITBREAD PLC	31,475	29.960	942,991.000	
INTERTEK GROUP PLC	23,309	50.100	1,167,780.900	
BURBERRY GROUP PLC	52,229	11.510	601,155.790	
INTERCONTINENTAL HOTELS	26,874	79.020	2,123,583.480	
SAINSBURY (J) PLC	265,807	2.678	711,831.140	
ADMIRAL GROUP PLC	40,084	27.410	1,098,702.440	
THE BERKELEY GROUP HOLDINGS	16,489	51.150	843,412.350	

	HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	18,455	19.560	360,979.800	
	ABRDN PLC	285,831	1.542	440,751.400	
	EXPERIAN PLC	140,133	33.830	4,740,699.390	
	MONDI PLC	67,554	15.630	1,055,869.020	
	HARGREAVES LANSDOWN PLC	36,942	8.248	304,697.610	
	OCADO GROUP PLC	69,766	3.600	251,157.600	
	INFORMA PLC	223,961	8.314	1,862,011.750	
	GLENCORE PLC	1,570,188	4.679	7,346,909.650	
	ENTAIN PLC	96,924	7.858	761,628.790	
	COCA-COLA HBC AG	31,035	26.760	830,496.600	
	PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	135,828	5.175	702,909.900	
	M&G PLC	270,401	2.024	547,291.620	
	ENDEAVOUR MINING PLC	28,075	16.840	472,783.000	
	WISE PLC	96,207	8.035	773,023.240	
	JD SPORTS FASHION PLC	382,071	1.188	453,900.340	
	HALEON PLC	947,490	3.267	3,095,449.830	
	SHELL PLC	1,001,245	28.950	28,986,042.750	
	AUTO TRADER GROUP PLC	143,188	7.358	1,053,577.300	
	FLUTTER ENTERTAINMENT PLC	27,104	162.000	4,390,848.000	
	MELROSE INDUSTRIES PLC	216,124	5.912	1,277,725.080	
イギリス・ポンド 小計		42,077,422		310,762,533.330 (60,182,272,205)	
イスラエル・ シュケル	BANK HAPOALIM BM	187,404	33.670	6,309,892.680	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL BM	239,083	29.600	7,076,856.800	
	ELBIT SYSTEMS LTD	3,330	750.000	2,497,500.000	
	ISRAEL DISCOUNT BANK LTD	162,944	19.120	3,115,489.280	
	ICL GROUP LTD	103,067	18.250	1,880,972.750	
	NICE LTD	10,202	825.400	8,420,730.800	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	29,444	136.500	4,019,106.000	
	AZRIELI GROUP	4,672	244.300	1,141,369.600	
イスラエル・シュケル 小計		740,146		34,461,917.910 (1,443,551,156)	
オーストラリ ア・ドル	RAMSAY HEALTH CARE LTD	28,306	51.600	1,460,589.600	
	WESTPAC BANKING CORPORATION	540,278	27.890	15,068,353.420	
	FORTESCUE LTD	253,090	26.780	6,777,750.200	
	TELSTRA GROUP LTD	599,853	3.640	2,183,464.920	
	ASX LTD	31,215	65.350	2,039,900.250	
	BHP GROUP LTD	775,707	43.420	33,681,197.940	
	AMPOL LTD	31,828	36.000	1,145,808.000	
	COMPUTERSHARE LT	91,624	26.710	2,447,277.040	
	CSL LIMITED	73,693	279.560	20,601,615.080	
	REA GROUP LTD	9,317	183.540	1,710,042.180	
	TRANSURBAN GROUP	476,258	12.750	6,072,289.500	
	COCHLEAR LTD	10,446	327.810	3,424,303.260	

ORIGIN ENERGY LTD	257,692	10.060	2,592,381.520	
COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	255,604	119.000	30,416,876.000	
RIO TINTO LIMITED	56,991	131.710	7,506,284.610	
APA GROUP	222,829	8.550	1,905,187.950	
ARISTOCRAT LEISU	86,829	40.030	3,475,764.870	
INSURANCE AUSTRALIA GROUP LT	360,082	6.400	2,304,524.800	
JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC	69,336	55.960	3,880,042.560	
ORICA LTD	63,862	17.970	1,147,600.140	
BLUESCOPE STEEL LTD	76,587	22.660	1,735,461.420	
MACQUARIE GROUP LTD	56,701	191.100	10,835,561.100	
SUNCORP GROUP LTD	199,628	16.290	3,251,940.120	
NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	482,840	34.140	16,484,157.600	
QANTAS AIRWAYS LIMITED	112,659	6.160	693,979.440	
QBE INSURANCE GROUP LIMITED	219,807	17.350	3,813,651.450	
NORTHERN STAR RESOURCES LTD	162,629	14.710	2,392,272.590	
REECE LTD	31,558	27.900	880,468.200	
SANTOS LTD	478,809	7.550	3,615,007.950	
SONIC HEALTHCARE	64,897	26.620	1,727,558.140	
WASHINGTON H SOUL PATTINSON & CO LTD	39,420	32.560	1,283,515.200	
WESFARMERS LTD	172,824	70.660	12,211,743.840	
WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	296,262	27.840	8,247,934.080	
WOOLWORTHS GROUP LTD	183,840	30.910	5,682,494.400	
SEEK LTD	58,513	24.190	1,415,429.470	
MINERAL RESOURCES LTD	28,865	77.720	2,243,387.800	
BRAMBLES LTD	220,767	14.490	3,198,913.830	
PILBARA MINERALS LTD	404,496	4.170	1,686,748.320	
CAR GROUP LTD	58,310	34.830	2,030,937.300	
SEVEN GROUP HOLDINGS LTD	28,600	39.230	1,121,978.000	
AURIZON HOLDINGS LTD	222,849	3.820	851,283.180	
TREASURY WINE ESTATES LTD	134,910	11.470	1,547,417.700	
XERO LTD	23,149	127.100	2,942,237.900	
IDP EDUCATION LTD	44,923	16.620	746,620.260	
LOTTERY CORP LTD	366,780	5.030	1,844,903.400	
ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALIA	233,640	5.240	1,224,273.600	
ANZ GROUP HOLDINGS LTD	462,432	28.790	13,313,417.280	
MEDIBANK PVT LTD	412,751	3.660	1,510,668.660	
SOUTH32 LTD(AUD)	682,738	3.650	2,491,993.700	
COLES GROUP LTD	197,589	16.260	3,212,797.140	
WISETECH GLOBAL LTD	27,325	96.430	2,634,949.750	
オーストラリア・ドル 小計	10,481,938		266,714,956.660	

				(27,212,927,028)	
カナダ・ドル	AGNICO EAGLE MINES LTD	75,291	90.440	6,809,318.040	
	BARRICK GOLD CORP	267,495	22.990	6,149,710.050	
	BANK OF MONTREAL	109,727	126.320	13,860,714.640	
	BANK OF NOVA SCOTIA	189,801	64.690	12,278,226.690	
	NATIONAL BANK OF CANADA	51,706	113.610	5,874,318.660	
	BCE INC	14,197	45.910	651,784.270	
	BROOKFIELD CORP	211,045	60.030	12,669,031.350	
	SAPUTO INC	34,582	26.570	918,843.740	
	DESCARTES SYSTEMS GRP (THE)	11,508	133.410	1,535,282.280	
	CGI INC	31,091	141.490	4,399,065.590	
	CCL INDUSTRIES INC	21,058	72.360	1,523,756.880	
	CAE INC	40,808	28.270	1,153,642.160	
	CAMECO CORP	66,084	70.970	4,689,981.480	
	ROGERS COMM-CL B	53,375	52.660	2,810,727.500	
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	143,011	65.850	9,417,274.350	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	164,344	104.900	17,239,685.600	
	CANADIAN TIRE CORP-CL A	8,911	135.820	1,210,292.020	
	CANADIAN UTILITIES LTD	16,330	31.160	508,842.800	
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	83,693	171.890	14,385,989.770	
	GILDAN ACTIVEWEAR INC	30,142	44.790	1,350,060.180	
	OPEN TEXT CORP	40,459	41.480	1,678,239.320	
	EMPIRE CO LTD	20,608	32.690	673,675.520	
	KINROSS GOLD CORP	192,737	9.290	1,790,526.730	
	RB GLOBAL INC	26,641	98.540	2,625,204.140	
	FORTIS INC	82,632	55.170	4,558,807.440	
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	85,421	18.490	1,579,434.290	
	TELUS CORP	31,890	22.540	718,800.600	
	GREAT WEST LIFECO INC	43,551	42.890	1,867,902.390	
	IMPERIAL OIL LTD	27,434	94.840	2,601,840.560	
	ENBRIDGE INC	326,190	50.580	16,498,690.200	
	IGM FINANCIAL INC	12,478	37.900	472,916.200	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	271,363	33.270	9,028,247.010	
	LOBLAW CO LTD	24,803	154.500	3,832,063.500	
	ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	120,276	74.720	8,987,022.720	
	MAGNA INTERNATIONAL INC	42,279	63.950	2,703,742.050	
	SUN LIFE FINANCIAL INC	90,324	72.520	6,550,296.480	
	FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	3,133	1,562.280	4,894,623.240	
	METRO INC	35,059	72.550	2,543,530.450	
	EMERA INC	44,643	47.730	2,130,810.390	
	ONEX CORP	10,157	99.990	1,015,598.430	
PAN AMERICAN SILVER CORP	55,373	25.940	1,436,375.620		
POWER CORP OF CANADA	89,864	38.980	3,502,898.720		
QUEBECOR INC-B	30,598	29.000	887,342.000		



ROYAL BANK OF CANADA	218,798	138.650	30,336,342.700	
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY LTD	144,017	111.560	16,066,536.520	
STANTEC INC	18,358	115.900	2,127,692.200	
SUNCOR ENERGY INC	198,439	53.440	10,604,580.160	
LUNDIN MINING CORP	119,660	16.190	1,937,295.400	
TECK RESOURCES LTD-CL B	72,863	69.110	5,035,561.930	
THOMSON REUTERS CORP	24,837	229.080	5,689,659.960	
TOROMONT INDUSTRIES LTD	13,097	123.170	1,613,157.490	
TORONTO DOMINION BANK (THE) C\$	275,206	75.970	20,907,399.820	
TC ENERGY CORP	157,154	51.450	8,085,573.300	
WEST FRASER TIMBER CO LTD	8,102	106.310	861,323.620	
WESTON (GEORGE) LTD	9,839	187.330	1,843,139.870	
INTACT FINANCIAL CORP	28,756	229.550	6,600,939.800	
WHEATON PRECIOUS METALS CORP	73,865	73.900	5,458,623.500	
CONSTELLATION SOFTWARE INC	3,041	3,755.350	11,420,019.350	
FRANCO-NEVADA CORP NPR	29,420	172.990	5,089,365.800	
TOURMALINE OIL CORP	49,085	67.150	3,296,057.750	
KEYERA CORP	39,997	34.630	1,385,096.110	
PARKLAND CORP	24,129	40.550	978,430.950	
ALTAGAS LTD	47,249	30.100	1,422,194.900	
PEMBINA PIPELINE CORP	82,164	49.450	4,063,009.800	
DOLLARAMA INC	41,508	118.760	4,929,490.080	
MEG ENERGY CORP	47,181	31.590	1,490,447.790	
CENOVUS ENERGY INC W/I	226,767	28.280	6,412,970.760	
ARC RESOURCES LTD	96,301	25.400	2,446,045.400	
NORTHLAND POWER INC	34,152	21.550	735,975.600	
ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORP	51,243	22.910	1,173,977.130	
TMX GROUP LTD	46,884	36.860	1,728,144.240	
BRP INC	4,307	94.120	405,374.840	
IVANHOE MINES LTD	98,820	19.890	1,965,529.800	
NUTRIEN LTD	77,339	75.820	5,863,842.980	
TFI INTERNATIONAL INC	11,591	184.540	2,139,003.140	
WSP GLOBAL INC	20,394	214.500	4,374,513.000	
IA FINANCIAL CORP INC	16,448	86.470	1,422,258.560	
GFL ENVIRONMENTAL INC	35,667	45.910	1,637,471.970	
BROOKFIELD RENEWABLE CORP	16,103	40.690	655,231.070	
BROOKFIELD ASSET MANAGEMENT LTD	52,249	54.610	2,853,317.890	
AIR CANADA	41,858	18.530	775,628.740	
RESTAURANT BRANDS INTERNATIONAL INC	45,113	102.010	4,601,977.130	
SHOPIFY INC	184,248	105.750	19,484,226.000	
FIRSTSERVICE CORP	5,237	206.630	1,082,121.310	

	HYDRO ONE LTD	56,437	39.600	2,234,905.200	
カナダ・ドル	小計	6,180,035		415,249,589.610 (46,844,306,204)	
シンガポール・ドル	SINGAPORE TECH ENG	171,800	3.920	673,456.000	
	SEMBCORP INDUSTRIES	162,200	5.230	848,306.000	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	310,981	35.930	11,173,547.330	
	CITY DEVELOPMENTS LTD	101,000	5.930	598,930.000	
	SEATRUM LTD	361,761	1.940	701,816.340	
	JARDINE CYCLE & CARRIAGE LTD	15,500	27.000	418,500.000	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	139,900	9.250	1,294,075.000	
	GENTING SINGAPORE LTD	761,193	0.885	673,655.800	
	KEPPEL LTD	249,600	6.710	1,674,816.000	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	502,098	14.260	7,159,917.480	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	1,340,830	2.380	3,191,175.400	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	244,000	6.690	1,632,360.000	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	191,566	30.550	5,852,341.300	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	258,500	3.180	822,030.000	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD SINGAPORE	405,290	2.600	1,053,754.000	
シンガポール・ドル	小計	5,216,219		37,768,680.650 (4,318,848,632)	
スイス・フラン	LOGITECH INTL-REG	23,734	76.380	1,812,802.920	
	NESTLE SA-REGISTERED	412,946	92.160	38,057,103.360	
	CIE FINANC RICHEMONT	83,477	132.850	11,089,919.450	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSSCHEIN	108,977	221.300	24,116,610.100	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	5,311	235.400	1,250,209.400	
	SIKA INHABER	23,397	274.000	6,410,778.000	
	SGS SA-REG	22,978	82.380	1,892,927.640	
	NOVARTIS AG-REG SHS	316,216	89.780	28,389,872.480	
	BALOISE HOLDING AG -R	5,830	141.700	826,111.000	
	BARRY CALLEBAUT AG	711	1,535.000	1,091,385.000	
	CLARIANT AG-REG	22,909	14.390	329,660.510	
	SWISSCOM AG-REG	4,457	495.800	2,209,780.600	
	ABB LTD	247,495	45.730	11,317,946.350	
	ADECCO GROUP AG-REG	26,454	32.040	847,586.160	
	GEBERIT AG	5,105	539.200	2,752,616.000	
	LONZA GROUP AG-REG	11,536	520.200	6,001,027.200	
	LINDT & SPRUENGLI PART	161	10,660.000	1,716,260.000	
	LINDT & SPRUENGLI NAMEN	16	107,000.000	1,712,000.000	
	GIVAUDAN-REG	1,392	4,072.000	5,668,224.000	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	22,758	451.600	10,277,512.800	
	ROCHE HOLDING AG-BEARER	4,810	241.400	1,161,134.000	
	HOLCIM LTD	77,519	79.280	6,145,706.320	

	TEMENOS GROUP	10,930	55.050	601,696.500	
	BACHEM HOLDING AG	4,673	82.050	383,419.650	
	SONOVA HOLDING AG	8,100	267.100	2,163,510.000	
	KUEHNE & NAGEL INTL AG	8,597	247.900	2,131,196.300	
	STRAUMANN HOLDING AG	16,475	118.500	1,952,287.500	
	THE SWATCH GROUP AG-B	4,300	195.050	838,715.000	
	THE SWATCH GROUP AG-REG	9,259	38.750	358,786.250	
	HELVETIA HOLDING AG	4,906	123.400	605,400.400	
	SCHINDLER NAMEN	4,209	228.000	959,652.000	
	SWISS LIFE HOLDING AG	4,503	639.400	2,879,218.200	
	BANQUE CANTONALE VAUD	4,903	95.750	469,462.250	
	EMS-CHEMIE HOLDING	1,245	768.500	956,782.500	
	SWISS PRIME SITE AG	13,356	86.550	1,155,961.800	
	AVOLTA AG	12,933	36.700	474,641.100	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	3,433	1,237.500	4,248,337.500	
	JULIUS BAER GROUP LTD	32,114	53.060	1,703,968.840	
	SWISS RE LTD	45,502	102.500	4,663,955.000	
	BKW AG	3,194	141.800	452,909.200	
	SIG GROUP AG	50,969	18.700	953,120.300	
	ALCON INC	74,922	73.320	5,493,281.040	
	SANDOZ GROUP AG	57,347	30.220	1,733,026.340	
	UBS GROUP AG	503,306	26.790	13,483,567.740	
	VAT GROUP AG	4,131	458.000	1,891,998.000	
スイス・フラン	小計	2,311,496		215,632,066.700 (36,756,642,090)	
スウェーデン・ クローナ	ATLAS COPCO AB-A SHS	422,695	199.250	84,221,978.750	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	241,869	172.250	41,661,935.250	
	ERICSSON LM-B SHS	465,668	58.380	27,185,697.840	
	GETINGE AB-B SHS	38,925	235.400	9,162,945.000	
	LUNDBERGS B	14,872	561.000	8,343,192.000	
	SKF AB-B SHS	46,594	238.800	11,126,647.200	
	SANDVIK AB	169,218	229.500	38,835,531.000	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	250,203	151.650	37,943,284.950	
	SKANSKA AB-B SHS	43,937	201.600	8,857,699.200	
	SWEDBANK AB	132,581	219.000	29,035,239.000	
	SVENSKA CELLULOSA AB-B SHS	92,795	165.150	15,325,094.250	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	218,846	97.900	21,425,023.400	
	VOLVO AB-A SHS	24,198	287.000	6,944,826.000	
	VOLVO AB-B SHS	237,569	277.700	65,972,911.300	
	HOLMEN AB-B SHS	17,320	443.400	7,679,688.000	
	TELE2 AB-B SHS	67,654	102.700	6,948,065.800	
	INDUSTRIVARDEN A	15,292	359.600	5,499,003.200	
	INDUSTRIVARDEN C	21,325	358.700	7,649,277.500	
	SAAB AB-B	47,156	224.000	10,562,944.000	
	SECURITAS AB-B SHS	76,085	112.450	8,555,758.250	

	INVESTOR AB-B SHS	271,548	280.000	76,033,440.000	
	HENNES&MAURITZ AB-B SHS	104,669	169.350	17,725,695.150	
	ASSA ABLOY AB-B	153,368	304.400	46,685,219.200	
	TELIA CO AB	344,810	25.240	8,703,004.400	
	BOLIDEN AB	36,260	362.200	13,133,372.000	
	ALFA LAVAL AB	44,407	478.600	21,253,190.200	
	FASTIGHETS AB BALDER	72,942	72.720	5,304,342.240	
	INDUTRADE AB	39,178	265.400	10,397,841.200	
	HUSQVARNA AB-B SHS	47,769	87.500	4,179,787.500	
	NIBE INDUSTRIER AB	212,832	53.840	11,458,874.880	
	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	36,381	280.800	10,215,784.800	
	HEXAGON AB-B SHS	307,116	120.600	37,038,189.600	
	SAGAX AB	28,022	284.600	7,975,061.200	
	EPIROC AB-A	103,115	212.000	21,860,380.000	
	EPIROC AB-B	61,487	192.600	11,842,396.200	
	ESSITY AB-B	99,980	277.400	27,734,452.000	
	EQT AB	55,194	316.000	17,441,304.000	
	VOLVO CAR AB	143,747	34.300	4,930,522.100	
	BEIJER REF AB	50,493	163.550	8,258,130.150	
	LIFCO AB	39,631	270.000	10,700,370.000	
	EVOLUTION AB	28,266	1,231.000	34,795,446.000	
	INVESTMENT AB LATOUR	27,638	280.500	7,752,459.000	
	スウェーデン・クローナ 小計	4,953,655		868,356,003.710 (12,365,389,493)	
デンマーク・クローネ	CARLSBERG AS-B	15,167	936.000	14,196,312.000	
	A P MOLLER A/S	663	10,145.000	6,726,135.000	
	AP MOLLER MAERSK A	543	9,950.000	5,402,850.000	
	DANSKE BANK A/S	102,303	195.000	19,949,085.000	
	GENMAB A/S	9,783	2,012.000	19,683,396.000	
	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	54,795	414.200	22,696,089.000	
	ROCKWOOL AS	873	2,578.000	2,250,594.000	
	NOVO NORDISK A/S-B	502,851	882.600	443,816,292.600	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	154,521	187.300	28,941,783.300	
	COLOPLAST-B	21,291	842.400	17,935,538.400	
	DSV A/S	28,190	1,016.500	28,655,135.000	
	DEMANT A/S	17,700	320.400	5,671,080.000	
	TRYG A/S	58,222	141.200	8,220,946.400	
	PANDORA A/S	12,473	1,112.000	13,869,976.000	
	SVITZER A/S	2,412	228.000	549,936.000	
	ORSTED A/S	26,911	433.000	11,652,463.000	
	デンマーク・クローネ 小計	1,008,698		650,217,611.700 (14,512,857,093)	
ニュージーランド・ドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	229,726	7.810	1,794,160.060	
	EBOS GROUP LTD	25,631	35.250	903,492.750	
	FISHER & PAYKEL	78,460	28.900	2,267,494.000	
	SPARK NEW ZEALAND LTD	312,723	4.410	1,379,108.430	
	MIGHTY RIVER POWER LTD	62,834	6.420	403,394.280	

	MERIDIAN ENERGY LTD	239,308	5.990	1,433,454.920	
ニュージーランド・ドル 小計		948,682		8,181,104.440 (759,697,358)	
ノルウェー・クローネ	MOWI ASA	73,118	193.150	14,122,741.700	
	NORSK HYDRO ASA	221,182	70.060	15,496,010.920	
	TELENOR ASA	119,576	129.400	15,473,134.400	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	11,185	815.500	9,121,367.500	
	ORKLA ASA	116,068	80.700	9,366,687.600	
	EQUINOR ASA	129,895	305.650	39,702,406.750	
	YARA INTERNATIONAL ASA	29,414	320.800	9,436,011.200	
	AKER BP ASA	40,933	271.500	11,113,309.500	
	SALMAR ASA	12,897	663.500	8,557,159.500	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	25,721	180.900	4,652,928.900	
	DNB BANK ASA	143,909	203.000	29,213,527.000	
ノルウェー・クローネ 小計		923,898		166,255,284.970 (2,355,837,388)	
ユーロ	KERRY GROUP PLC-A	25,025	80.450	2,013,261.250	
	KINGSPAN GROUP PLC	24,704	88.100	2,176,422.400	
	UMICORE	33,545	22.420	752,078.900	
	AIR LIQUIDE	81,240	183.980	14,946,535.200	
	AIRBUS SE	90,775	158.860	14,420,516.500	
	AXA SA	279,056	32.640	9,108,387.840	
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	107,926	30.000	3,237,780.000	
	ADIDAS AG	24,550	222.100	5,452,555.000	
	ASSICURAZIONI GENERALI	144,613	23.940	3,462,035.220	
	DASSAULT AVIATION SA	3,120	203.600	635,232.000	
	DANONE	96,532	58.720	5,668,359.040	
	SAFRAN SA	52,883	208.800	11,041,970.400	
	INTESA SANPAOLO	2,225,194	3.598	8,006,248.010	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	49,783	104.200	5,187,388.600	
	ACCOR SA	31,427	41.610	1,307,677.470	
	BOUYGUES	29,123	34.800	1,013,480.400	
	BNP PARIBAS	160,893	69.600	11,198,152.800	
	THALES SA	15,023	163.050	2,449,500.150	
	CAPGEMINI SA	25,063	205.100	5,140,421.300	
	LOTUS BAKERIES NV	77	9,420.000	725,340.000	
	UNICREDIT SPA	235,573	36.090	8,501,829.570	
	BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES NV	12,403	127.800	1,585,103.400	
	D' IETEREN TRDG	2,736	216.800	593,164.800	
	COMMERZBANK AG	158,792	14.190	2,253,258.480	
	EIFFAGE	12,706	102.500	1,302,365.000	
	FRESENIUS SE & CO KGAA	58,814	28.130	1,654,437.820	
	PUBLICIS GROUPE	33,467	105.050	3,515,708.350	
IBERDROLA SA	939,014	11.895	11,169,571.530		
ENI SPA	332,847	14.968	4,982,053.890		
JERONIMO MARTINS	45,606	19.600	893,877.600		

KESKO OYJ-B	35,252	16.080	566,852.160
KBC GROUPE	35,962	71.220	2,561,213.640
HANNOVER RUECK SE	9,638	229.700	2,213,848.600
WARTSILA OYJ	77,148	17.950	1,384,806.600
L' OREAL	36,699	444.900	16,327,385.100
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	42,615	789.400	33,640,281.000
GEA GROUP AG	25,513	37.280	951,124.640
BOLLORE	114,808	6.120	702,624.960
MEDIOBANCA SPA	86,792	13.970	1,212,484.240
MICHELIN(CGDE) -B	98,359	37.130	3,652,069.670
CONTINENTAL AG	17,635	63.640	1,122,291.400
DEUTSCHE POST AG-REG	151,735	38.590	5,855,453.650
OMV AG	23,354	44.900	1,048,594.600
VERBUND AG	10,663	71.500	762,404.500
PERNOD-RICARD	30,948	145.650	4,507,576.200
PORSCHE AUTOMOBIL HLDG- PFD	23,311	49.600	1,156,225.600
RENAULT SA	27,902	48.140	1,343,202.280
REPSOL SA	195,049	14.480	2,824,309.520
REMY COINTREAU	2,866	95.350	273,273.100
MERCK KGAA	20,216	153.500	3,103,156.000
COMPAGNIE DE SAINT- GOBAIN	69,501	78.400	5,448,878.400
RWE AG	98,751	33.110	3,269,645.610
SEB SA	2,596	114.300	296,722.800
SOCIETE GENERALE-A	116,635	24.810	2,893,714.350
VINCI S. A.	76,313	112.500	8,585,212.500
SODEXO	12,910	81.900	1,057,329.000
SOFINA	2,281	225.200	513,681.200
SCHNEIDER ELECTRIC SE	83,164	221.500	18,420,826.000
VIVENDI SE	98,944	9.842	973,806.840
SAP SE	161,215	174.360	28,109,447.400
TELEFONICA S. A	755,720	4.282	3,235,993.040
TOTALENERGIES SE	332,113	67.070	22,274,818.910
E. ON SE	339,366	12.900	4,377,821.400
VOEST-ALPINE AG	18,032	25.560	460,897.920
HENKEL AG & CO KGAA	17,886	71.200	1,273,483.200
SIEMENS AG-REG	116,150	180.140	20,923,261.000
UPM-KYMMENE OYJ	77,973	34.120	2,660,438.760
ING GROEP NV-CVA	510,410	16.128	8,231,892.480
PUMA AG	17,210	45.230	778,408.300
BAYER AG	147,329	28.485	4,196,666.560
STORA ENSO OYJ-R SHS	95,980	12.985	1,246,300.300
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	24,191	79.420	1,921,249.220
MERCEDES-BENZ GROUP AG	123,737	73.300	9,069,922.100
BASF SE	135,442	50.080	6,782,935.360
BEIERSDORF AG	15,743	144.100	2,268,566.300
HEIDELBERG MATERIALS AG	21,586	98.340	2,122,767.240

FRESENIUS MEDICAL CARE AG	33,632	37.430	1,258,845.760
ASM INTERNATIONAL NV	7,273	620.400	4,512,169.200
ORANGE	286,957	10.425	2,991,526.720
SAMPO OYJ-A SHS	70,999	37.660	2,673,822.340
RANDSTAD NV	15,584	47.400	738,681.600
ALLIANZ SE	61,413	272.500	16,735,042.500
ENERGIAS DE PORTUGAL SA	505,441	3.576	1,807,457.010
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	146,667	28.260	4,144,809.420
HERMES INTL	4,880	2,294.000	11,194,720.000
ENDESA S. A.	50,946	17.590	896,140.140
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	108,647	6.822	741,189.830
ERSTE GROUP BANK AG	56,574	45.850	2,593,917.900
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	20,996	420.000	8,818,320.000
ARCELOR MITTAL (NL)	81,129	23.970	1,944,662.130
DASSAULT SYSTEMES SA	101,597	38.030	3,863,733.910
ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	34,836	38.680	1,347,456.480
RHEINMETALL STAMM	6,662	528.800	3,522,865.600
HEINEKEN NV	43,759	90.680	3,968,066.120
AKZO NOBEL	26,032	64.280	1,673,336.960
ASML HOLDING NV	62,104	854.200	53,049,236.800
AEGON LTD	232,433	6.068	1,410,403.440
VOLKSWAGEN AG	5,460	136.100	743,106.000
VOLKSWAGEN AG PFD	30,425	118.050	3,591,671.250
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	914,652	10.195	9,324,877.140
KERING	11,443	329.850	3,774,473.550
ACCIONA S. A.	5,005	116.200	581,581.000
FORTUM OYJ	73,699	13.280	978,722.720
AGEAS	24,086	44.320	1,067,491.520
UCB SA	20,020	119.900	2,400,398.000
NEMETSCHEK SE	10,222	84.100	859,670.200
CARREFOUR SA	90,642	15.840	1,435,769.280
NOKIA OYJ	827,068	3.462	2,863,309.410
KONINKLIJKE PHILIPS NV	121,772	24.810	3,021,163.320
WOLTERS KLUWER-CVA	38,724	146.000	5,653,704.000
SANOFI	174,457	91.880	16,029,109.160
STMICROELECTRONICS NV	104,058	38.315	3,986,982.270
ELISA OYJ	20,242	41.840	846,925.280
BANCO SANTANDER SA	2,484,377	4.728	11,746,134.450
RED ELECTRICA DE CORPORACION SA	65,589	16.080	1,054,671.120
QIAGEN N. V.	34,544	39.720	1,372,087.680
DEUTSCHE BANK AG-REG	282,637	16.044	4,534,628.020
BMW VORZUG	7,821	98.600	771,150.600
ENEL SPA	1,241,600	6.384	7,926,374.400
DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	501,748	21.720	10,897,966.560

SARTORIUS AG	3,651	280.700	1,024,835.700
LEONARDO SPA	64,915	21.460	1,393,075.900
INFINEON TECHNOLOGIES AG	197,936	36.385	7,201,901.360
RATIONAL AG	860	826.000	710,360.000
CARL ZEISS MEDITEC AG	7,150	99.650	712,497.500
BECHTLE AG	14,521	45.980	667,675.580
KONINKLIJKE KPN NV	496,095	3.371	1,672,336.240
EUROFINS SCIENTIFIC	23,038	56.720	1,306,715.360
TELEPERFORMANCE	9,581	99.540	953,692.740
DEUTSCHE BOERSE AG	28,751	187.050	5,377,874.550
EURAZEO	5,673	85.350	484,190.550
GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	12,918	71.300	921,053.400
HEINEKEN HOLDING NV-A	17,690	75.150	1,329,403.500
INDITEX	168,449	43.060	7,253,413.940
ESSILORLUXOTTICA	45,265	204.800	9,270,272.000
SNAM SPA	317,518	4.372	1,388,188.690
CREDIT AGRICOLE SA	166,921	15.275	2,549,718.270
ENAGAS	38,270	14.090	539,224.300
TENARIS SA	76,002	15.860	1,205,391.720
TELECOM ITALIA SPA	1,970,516	0.224	441,395.580
TERNA SPA	207,655	7.524	1,562,396.220
BIOMERIEUX	4,870	99.800	486,026.000
GRIFOLS SA	31,982	9.286	296,984.850
NESTE OYJ	66,248	22.110	1,464,743.280
RECORDATI SPA	18,197	50.500	918,948.500
DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	83,940	10.080	846,115.200
MTU AERO ENGINES HOLDING AG	8,692	229.200	1,992,206.400
KONE OYJ	49,300	48.090	2,370,837.000
ELIA GROUP	4,078	96.450	393,323.100
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	4,801	208.200	999,568.200
ENGIE	277,054	15.455	4,281,869.570
ALSTOM	47,494	15.645	743,043.630
IPSEN SA	5,964	115.200	687,052.800
ARKEMA SA	10,489	101.700	1,066,731.300
LEGRAND SA	41,105	97.160	3,993,761.800
AMPLIFON SPA	20,249	33.850	685,428.650
ADP	6,104	122.700	748,960.800
ORION OYJ	13,559	36.110	489,615.490
METSO CORPORATION	102,831	11.095	1,140,909.940
GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	79,585	19.810	1,576,578.850
SYMRISE AG	19,547	103.100	2,015,295.700
SMURFIT KAPPA GROUP PLC	39,869	43.800	1,746,262.200
REXEL SA	33,916	26.840	910,305.440
PRYSMIAN SPA	38,343	52.860	2,026,810.980
DIASORIN ITALIA SPA	2,429	93.880	228,034.520
CAIXABANK	569,844	4.937	2,813,319.820
BUREAU VERITAS SA	39,729	27.980	1,111,617.420



GETLINK	63,968	16.635	1,064,107.680
EDP RENOVAVEIS SA	39,688	13.790	547,297.520
AMADEUS IT GROUP SA	68,848	59.600	4,103,340.800
BRENTAG SE	21,559	76.320	1,645,382.880
EVONIK INDUSTRIES AG	42,836	20.370	872,569.320
EDENRED	35,618	46.270	1,648,044.860
TALANX AG	10,349	71.700	742,023.300
LEG IMMOBILIEN SE	11,915	84.080	1,001,813.200
VONOVIA SE	107,478	28.670	3,081,394.260
BANK OF IRELAND GROUP PLC	164,156	10.735	1,762,214.660
KNORR-BREMSE AG	10,342	69.600	719,803.200
OCI NV	12,329	25.770	317,718.330
SIEMENS HEALTHINEERS AG	44,962	52.000	2,338,024.000
FERRARI NV	19,594	378.800	7,422,207.200
ASR NEDERLAND NV	27,365	47.980	1,312,972.700
AIB GROUP PLC	226,914	5.165	1,172,010.810
NORDEA BANK ABP	492,403	11.250	5,539,533.750
LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	17,293	34.320	593,495.760
MONCLER SPA	33,422	64.200	2,145,692.400
NEXI SPA	83,576	5.682	474,878.830
PROSUS NV	220,842	33.220	7,336,371.240
DR ING HC F PORSCHE AG	18,371	85.020	1,561,902.420
JDE PEET'S BV	14,385	20.540	295,467.900
EXOR NV	14,142	102.100	1,443,898.200
SIEMENS ENERGY AG	74,892	20.000	1,497,840.000
EURONEXT NV	14,077	85.350	1,201,471.950
IMCD NV	9,332	145.350	1,356,406.200
WORLDLINE SA	36,232	10.845	392,936.040
NN GROUP NV	43,478	45.000	1,956,510.000
FINECOBANK SPA	96,393	14.480	1,395,770.640
ARGENX SE	9,078	366.600	3,327,994.800
UNIVERSAL MUSIC GROUP BV	125,611	29.230	3,671,609.530
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	83,468	40.980	3,420,518.640
DSM-FIRMENICH AG	28,846	105.950	3,056,233.700
EDP RENOVAVEIS SA-RTS	39,688	0.210	8,334.480
SYENSQO SA	11,217	95.640	1,072,793.880
ZALANDO SE	31,321	26.510	830,319.710
STELLANTIS NV	341,919	20.200	6,906,763.800
FERROVIAL SE	73,817	35.520	2,621,979.840
AENA SME SA	11,603	173.400	2,011,960.200
CELLNEX TELECOM SAU	74,060	32.840	2,432,130.400
BANCO BPM SPA	202,727	6.344	1,286,100.080
ABN AMRO BANK NV	75,982	15.905	1,208,493.710
SCOUT24 SE	10,048	71.400	717,427.200
COVESTRO AG	27,558	49.220	1,356,404.760
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	136,318	56.540	7,707,419.720
POSTE ITALIANE SPA	88,762	12.360	1,097,098.320

	AMUNDI SA	11,288	68.900	777,743.200	
	INFRASTRUTTURE WIRELESS ITALIANE SPA	41,879	10.250	429,259.750	
	ADYEN NV	3,378	1,215.000	4,104,270.000	
	DELIVERY HERO SE	22,564	25.740	580,797.360	
ユーロ	小計	27,940,490		805,915,665.030 (134,233,313,167)	
香港・ドル	HANG LUNG PROPERTIES LTD	257,000	8.750	2,248,750.000	
	CLP HOLDINGS LTD	241,796	63.700	15,402,405.200	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD	93,314	45.150	4,213,127.100	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	183,491	266.000	48,808,606.000	
	MTR CORP	207,441	27.150	5,632,023.150	
	HANG SENG BANK LTD	122,096	106.000	12,942,176.000	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	297,972	24.500	7,300,314.000	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	212,820	44.950	9,566,259.000	
	(THE) WHARF HOLDINGS LTD	202,000	25.500	5,151,000.000	
	HONG KONG & CHINA GAS	1,536,406	6.160	9,464,260.960	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP LTD	336,904	37.200	12,532,828.800	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	680,495	24.250	16,502,003.750	
	SINO LAND CO	659,200	8.620	5,682,304.000	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	204,565	75.200	15,383,288.000	
	SWIRE PACIFIC LTD A	53,020	68.800	3,647,776.000	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO	215,156	111.800	24,054,440.800	
	AIA GROUP LTD	1,778,516	61.250	108,934,105.000	
	HKT TRUST / HKT LTD	797,136	9.030	7,198,138.080	
	SANDS CHINA LTD	335,800	19.980	6,709,284.000	
	SITC INTERNATIONAL CO LTD	140,000	19.500	2,730,000.000	
	SWIRE PROPERTIES LTD	201,600	15.860	3,197,376.000	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT CO LTD	256,135	24.400	6,249,694.000	
	ESR GROUP LTD	465,200	9.870	4,591,524.000	
	WH GROUP LTD	1,001,000	5.750	5,755,750.000	
	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	369,445	39.600	14,630,022.000	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	266,195	34.350	9,143,798.250	
香港・ドル	小計	11,114,703		367,671,254.090 (7,283,567,544)	
合計		166,316,165		1,412,984,929,396 (1,412,984,929,396)	

(2) 株式以外の有価証券

2024年5月8日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考

新株予約権証券	カナダ・ドル	CONSTELLATION SOFTWARE INC WRT	2,968.000	0.000	
	カナダ・ドル 小計		2,968.000	0.000 (0)	
新株予約権証券 合計			2,968	0 (0)	
投資信託受益証券	オーストラリア・ドル	DEXUS	163,989.000	1,157,762.340	
		GOODMAN GROUP	255,895.000	8,797,670.100	
		GPT GROUP	349,447.000	1,474,666.340	
		MIRVAC GROUP	700,332.000	1,456,690.560	
		SCENTRE GROUP	825,454.000	2,657,961.880	
		STOCKLAND	369,843.000	1,693,880.940	
		VICINITY CENTRES	545,645.000	1,058,551.300	
	オーストラリア・ドル 小計		3,210,605.000	18,297,183.460 (1,866,861,629)	
	シンガポール・ドル	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	787,231.000	1,511,483.520	
		CAPLAND ASCENDAS REIT	611,078.000	1,576,581.240	
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	474,100.000	644,776.000	
		MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL	405,500.000	502,820.000	
	シンガポール・ドル 小計		2,277,909.000	4,235,660.760 (484,347,808)	
	投資信託受益証券 合計			5,488,514	2,351,209,437 (2,351,209,437)
投資証券	アメリカ・ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	26,823.000	3,210,981.330	
		AMERICAN HOMES 4 RENT	50,995.000	1,859,787.650	
		AMERICAN TOWER CORP	71,260.000	12,918,012.800	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT	80,213.000	1,575,383.320	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	21,518.000	4,215,161.020	
		BOSTON PROPERTIES INC	24,473.000	1,489,426.780	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	16,851.000	1,786,037.490	
		CROWN CASTLE INC	67,799.000	6,518,873.850	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	45,607.000	6,596,140.410	
		EQUINIX INC	14,804.000	10,538,523.480	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	27,290.000	1,719,270.000	
		EQUITY RESIDENTIAL	54,104.000	3,608,736.800	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	9,893.000	2,549,129.310	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	34,180.000	4,897,994.000	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIES INC	41,252.000	1,823,338.400	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	90,133.000	1,730,553.600	
HOST HOTELS & RESORTS INC	110,415.000	2,066,968.800			

	INVITATION HOMES INC	96,467.000	3,374,415.660	
	IRON MOUNTAIN INC	43,616.000	3,384,601.600	
	KIMCO REALTY	95,524.000	1,814,000.760	
	MID AMERICA	17,537.000	2,388,364.030	
	PROLOGIS INC	142,980.000	15,407,524.800	
	PUBLIC STORAGE	24,573.000	6,713,343.600	
	REALTY INCOME CORP	129,955.000	7,150,124.100	
	REGENCY CENTERS CORP	27,176.000	1,615,341.440	
	SBA COMMUNICATIONS CORP	16,539.000	3,241,644.000	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	48,901.000	7,234,902.950	
	SUN COMMUNITIES INC	18,509.000	2,156,298.500	
	UDR INC	50,449.000	1,965,997.530	
	VENTAS INC	60,757.000	2,863,477.410	
	VICI PROPERTIES INC	152,711.000	4,512,610.050	
	WELLTOWER INC	86,083.000	8,389,649.180	
	WEYERHAEUSER CO	114,764.000	3,540,469.400	
	WP CAREY INC	32,996.000	1,906,178.920	
	アメリカ・ドル 小計	1,947,147.000	146,763,262.970 (22,740,967,598)	
イギリス・ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	121,345.000	833,033.420	
	SEGRO PLC	165,081.000	1,461,957.330	
	イギリス・ポンド 小計	286,426.000	2,294,990.750 (444,447,909)	
カナダ・ドル	CANADIAN APT PPTYS REIT	8,722.000	391,792.240	
	RIOCAN REAL ESTATE INVEST TRUST	14,424.000	254,439.360	
	カナダ・ドル 小計	23,146.000	646,231.600 (72,901,387)	
ユーロ	COVIVIO	5,066.000	247,626.080	
	GECINA SA	8,697.000	869,700.000	
	KLEPIERRE	36,407.000	924,737.800	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	18,477.000	1,472,986.440	
	WAREHOUSES DE PAUW	31,043.000	816,430.900	
	ユーロ 小計	99,690.000	4,331,481.220 (721,451,512)	
香港・ドル	LINK REIT	410,116.000	14,292,542.600	
	香港・ドル 小計	410,116.000	14,292,542.600 (283,135,269)	
投資証券 合計		2,766,525	24,262,903,675 (24,262,903,675)	
合計			26,614,113,112 (26,614,113,112)	

(注) 新株予約権証券、投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における ( ) 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における ( ) 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率 (%)	組入新株 予約権証券 時価比率 (%)	組入 投資信託受益証券 時価比率 (%)	組入 投資証券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額 に 対する比率 (%)	
アメリカ・ドル	株式	590銘柄	71.61	—	—	—	75.54
	投資証券	34銘柄	—	—	—	1.53	
イギリス・ポンド	株式	81銘柄	4.05	—	—	—	4.21
	投資証券	2銘柄	—	—	—	0.03	
イスラエル・シケル	株式	8銘柄	0.10	—	—	—	0.10
オーストラリア・ドル	株式	51銘柄	1.83	—	—	—	2.02
	投資信託受益証券	7銘柄	—	—	0.13	—	
カナダ・ドル	株式	85銘柄	3.15	—	—	—	3.26
	新株予約権証券	1銘柄	—	0.00	—	—	
	投資証券	2銘柄	—	—	—	0.00	
シンガポール・ドル	株式	15銘柄	0.29	—	—	—	0.33
	投資信託受益証券	4銘柄	—	—	0.03	—	
スイス・フラン	株式	45銘柄	2.47	—	—	—	2.55
スウェーデン・クローナ	株式	42銘柄	0.83	—	—	—	0.86
デンマーク・クローネ	株式	16銘柄	0.98	—	—	—	1.01
ニュージーランド・ドル	株式	6銘柄	0.05	—	—	—	0.05
ノルウェー・クローネ	株式	11銘柄	0.16	—	—	—	0.16
ユーロ	株式	218銘柄	9.03	—	—	—	9.37
	投資証券	5銘柄	—	—	—	0.05	
香港・ドル	株式	26銘柄	0.49	—	—	—	0.53
	投資証券	1銘柄	—	—	—	0.02	

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

2024年5月31日現在

I 資産総額	1,203,860,778円
II 負債総額	642,513円
III 純資産総額 (I - II)	1,203,218,265円
IV 発行済数量	184,416,204口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	6.5245円

(参考)

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

2024年5月31日現在

I 資産総額	1,526,193,555,832円
II 負債総額	377,217,578円
III 純資産総額 (I - II)	1,525,816,338,254円
IV 発行済数量	165,855,594,233口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	9.1997円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

### (3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

### (4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### (6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。



## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額（2024年5月31日現在）

資本金の額	20億円
発行する株式総数※	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)

※種類株式の発行が可能

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

##### (2) 会社の機構（2024年5月31日現在）

###### ① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

###### ② 投資運用の意思決定機構

###### 1. 投資環境見直しおよび運用方針の策定

経済環境見直し、資産別市場見直し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

###### 2. 運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2024年5月31日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1,547,723,749,150
追加型株式投資信託	777	16,661,185,577,328
単位型公社債投資信託	21	34,553,955,694
単位型株式投資信託	198	1,066,255,275,490
合計	1,022	19,309,718,557,662

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第39期事業年度（自2023年4月1日至2024年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森 重 俊 寛

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 長 谷 川 敬

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 稲 葉 宏 和

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	33,770	41,183
金銭の信託	29,184	28,143
未収委託者報酬	16,279	19,018
未収運用受託報酬	3,307	3,577
未収投資助言報酬	283	315
未収収益	15	6
前払費用	1,129	1,510
その他	2,377	2,088
流動資産計	86,346	95,843
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 1,001	※1 918
器具備品	※1 118	※1 130
リース資産	※1 7	※1 5
建設仮勘定	-	39
無形固定資産		
ソフトウェア	3,367	2,951
ソフトウェア仮勘定	1,651	1,543
電話加入権	2	0
投資その他の資産		
投資有価証券	182	184
関係会社株式	5,810	4,447
長期差入保証金	775	768
繰延税金資産	2,895	3,406
その他	104	128
固定資産計	15,918	14,524
資産合計	102,265	110,368

(単位：百万円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	1,481	1,982
リース債務	1	1
未払金	7,246	8,970
未払収益分配金	0	1
未払償還金	-	0
未払手数料	7,005	8,246
その他未払金	240	721
未払費用	7,716	8,616
未払法人税等	1,958	3,676
未払消費税等	277	1,497
賞与引当金	1,730	1,927
役員賞与引当金	48	52
流動負債計	20,460	26,725
固定負債		
リース債務	6	4
退職給付引当金	2,654	2,719
時効後支払損引当金	108	73
固定負債計	2,769	2,796
負債合計	23,230	29,521
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	19,552	19,552
資本準備金	2,428	2,428
その他資本剰余金	17,124	17,124
利益剰余金	57,481	59,294
利益準備金	123	123
その他利益剰余金	57,358	59,170
別途積立金	31,680	31,680
繰越利益剰余金	25,678	27,490
株主資本計	79,034	80,846
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△0	△0
評価・換算差額等計	△0	△0
純資産合計	79,034	80,846
負債・純資産合計	102,265	110,368

## (2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
	営業収益			
委託者報酬	95,739		102,113	
運用受託報酬	16,150		17,155	
投資助言報酬	2,048		2,211	
その他営業収益	23		26	
営業収益計		113,962		121,507
営業費用				
支払手数料	41,073		44,366	
広告宣伝費	216		329	
公告費	0		0	
調査費	33,177		35,468	
調査費	12,294		13,277	
委託調査費	20,882		22,190	
委託計算費	548		558	
営業雑経費	733		823	
通信費	36		36	
印刷費	504		598	
協会費	69		65	
諸会費	29		44	
支払販売手数料	92		78	
営業費用計		75,749		81,545
一般管理費				
給料	10,484		10,763	
役員報酬	168		164	
給料・手当	9,199		9,425	
賞与	1,115		1,173	
交際費	17		34	
寄付金	11		15	
旅費交通費	128		162	
租税公課	330		489	
不動産賃借料	1,006		1,030	
退職給付費用	437		412	
固定資産減価償却費	1,388		1,567	
福利厚生費	47		46	
修繕費	1		1	
賞与引当金繰入額	1,730		1,927	
役員賞与引当金繰入額	48		52	
機器リース料	0		0	
事務委託費	4,074		3,379	
事務用消耗品費	37		46	
器具備品費	1		3	
諸経費	334		240	
一般管理費計		20,078		20,172
営業利益		18,135		19,788



(単位：百万円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
営業外収益				
受取利息		10		4
受取配当金	※1	2,400	※1	899
時効成立分配金・償還金		0		0
雑収入		10		18
時効後支払損引当金戻入額		24		35
営業外収益計		2,446		959
営業外費用				
為替差損		3		19
金銭の信託運用損		1,003		1,008
早期割増退職金		24		6
雑損失		47		0
営業外費用計		1,079		1,034
経常利益		19,502		19,712
特別利益				
投資有価証券売却益		4		—
特別利益計		4		—
特別損失				
固定資産除却損		12		6
投資有価証券売却損		9		—
関係会社株式評価損		584		1,362
減損損失		—	※2	231
特別損失計		606		1,601
税引前当期純利益		18,900		18,111
法人税、住民税及び事業税		4,881		5,769
法人税等調整額		197		△510
法人税等合計		5,078		5,258
当期純利益		13,821		12,852

(3) 【株主資本等変動計算書】

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計		その他利益剰余金			
					別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	24,216	56,020	77,573
当期変動額									
剰余金の配当							△12,360	△12,360	△12,360
当期純利益							13,821	13,821	13,821
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,461	1,461	1,461
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	△0	77,573
当期変動額			
剰余金の配当			△12,360
当期純利益			13,821
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	1,461
当期末残高	△0	△0	79,034

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計		別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034
当期変動額									
剰余金の配当							△11,040	△11,040	△11,040
当期純利益							12,852	12,852	12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,812	1,812	1,812
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	△0	79,034
当期変動額			
剰余金の配当			△11,040
当期純利益			12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	1,812
当期末残高	△0	△0	80,846

## 重要な会計方針

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法</p>
<p>2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>
<p>3. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 8～18年 器具備品 … 2～20年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。</p>
<p>4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
<p>5. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>
<p>6. 収益及び費用の計上基準</p>	<p>当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。</p>

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4) 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

(百万円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
建物	523	630
器具備品	934	769
リース資産	1	3

(損益計算書関係)

※1. 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

(百万円)

	第38期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
受取配当金	2,393	895

※2. 減損損失

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しました。

(百万円)

場所	用途	種類	減損損失
本社	事業用資産	ソフトウェア仮勘定	231

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として事業別に資産をグルーピングしております。当社の資産運用業に係るソフトウェア開発計画の大幅な延期に伴い、当該計画に係るソフトウェア仮勘定について、回収可能額まで減額し、当該減少額231百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該資産の回収可能額は使用価値により測定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、備忘価額の1円として評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月16日 定時株主総会	普通株式	12,360	309,000	2022年3月31日	2022年6月17日
	A種種類 株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生(予定)日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類株式					

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月17日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生(予定)日
2024年6月17日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種類株式					

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。



2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第38期（2023年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	29,184	29,184	—
(2) 投資有価証券 その他有価証券	1	1	—
資産計	29,186	29,186	—

第39期（2024年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	28,143	28,143	—
(2) 投資有価証券 その他有価証券	1	1	—
資産計	28,145	28,145	—

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第38期（2023年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	33,770	—	—	—
(2) 金銭の信託	29,184	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	16,279	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	3,307	—	—	—
(5) 投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	—	1	—	—
合計	82,540	1	—	—

第39期（2024年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	41,183	—	—	—
(2) 金銭の信託	28,143	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	19,018	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	3,577	—	—	—
(5) 投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	—	1	—	—
合計	91,923	1	—	—

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

#### 第38期（2023年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	29,184	—	29,184
(2) 投資有価証券 その他有価証券	—	1	—	1
資産計	—	29,186	—	29,186

#### 第39期（2024年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	28,143	—	28,143
(2) 投資有価証券 その他有価証券	—	1	—	1
資産計	—	28,145	—	28,145

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### 投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、2. 金融商品の時価等に関する事項及び3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

(百万円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
投資有価証券（その他有価証券）		
非上場株式	180	182
関係会社株式		
非上場株式	5,810	4,447

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（第38期の貸借対照表計上額5,810百万円、第39期の貸借対照表計上額4,447百万円）については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

第38期（2023年3月31日現在）

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額180百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

第39期（2024年3月31日現在）

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	54	4	9

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について584百万円（関係会社株式584百万円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について1,362百万円（関係会社株式1,362百万円）減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,576	2,698
勤務費用	279	296
利息費用	2	2
数理計算上の差異の発生額	31	9
退職給付の支払額	△191	△246
退職給付債務の期末残高	2,698	2,760

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(百万円)	
	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
非積立型制度の退職給付債務	2,698	2,760
未積立退職給付債務	2,698	2,760
未認識数理計算上の差異	△44	△40
未認識過去勤務費用	0	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,654	2,719
退職給付引当金	2,654	2,719
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,654	2,719

## (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
勤務費用	279	296
利息費用	2	2
数理計算上の差異の費用処理額	22	13
過去勤務費用の費用処理額	34	△0
その他	△4	△4
確定給付制度に係る退職給付費用	334	307

(注) 上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において24百万円、当事業年度において6百万円を営業外費用に計上しております。

## (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

## 主要な数理計算上の計算基礎

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00%～3.56%	1.00%～3.56%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度103百万円、当事業年度104百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	<u>第38期</u>	<u>第39期</u>
	<u>(2023年3月31日現在)</u>	<u>(2024年3月31日現在)</u>
	(百万円)	(百万円)
繰延税金資産		
未払事業税	121	195
未払事業所税	9	9
賞与引当金	529	590
未払法定福利費	94	98
運用受託報酬	390	351
資産除去債務	15	17
減価償却超過額 (一括償却資産)	21	12
減価償却超過額	198	91
繰延資産償却超過額 (税法上)	297	331
退職給付引当金	812	832
時効後支払損引当金	33	22
ゴルフ会員権評価損	7	6
関係会社株式評価損	345	761
投資有価証券評価損	4	4
減損損失	—	70
その他	13	8
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金資産合計	<u>2,895</u>	<u>3,406</u>
繰延税金負債	<u>—</u>	<u>—</u>
繰延税金負債合計	<u>—</u>	<u>—</u>
繰延税金資産の純額	<u>2,895</u>	<u>3,406</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	<u>第38期</u>	<u>第39期</u>
	<u>(2023年3月31日現在)</u>	<u>(2024年3月31日現在)</u>
法定実効税率	30.62 %	30.62 %
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.69 %	△1.44 %
その他	△0.06 %	△0.14 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>26.87 %</u>	<u>29.04 %</u>

## (企業結合等関係)

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

### 1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

### 2. 企業結合日

2016年10月1日

### 3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

### 4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

### 5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

### 6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(\*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

### 7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

### 8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

### 9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212百万円
取得原価		144,212百万円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん	金額	76,224百万円
b. 発生原因		被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
c. のれんの償却方法及び償却期間		20年間の均等償却

(3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451百万円
	うち現金・預金	11,605百万円
	うち金銭の信託	11,792百万円
b. 負債の額	負債合計	9,256百万円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539百万円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030百万円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030百万円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
流動資産	－百万円	－百万円
固定資産	68,921百万円	60,761百万円
資産合計	68,921百万円	60,761百万円
流動負債	－百万円	－百万円
固定負債	3,643百万円	1,957百万円
負債合計	3,643百万円	1,957百万円
純資産	65,278百万円	58,804百万円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん	51,451百万円	47,640百万円
顧客関連資産	20,947百万円	17,109百万円



(2) 損益計算書項目

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益	－百万円	－百万円
営業利益	△8,039百万円	△7,649百万円
経常利益	△8,039百万円	△7,649百万円
税引前当期純利益	△8,039百万円	△7,649百万円
当期純利益	△6,744百万円	△6,474百万円
1株当たり当期純利益	△168,617円97銭	△161,850円28銭

(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。

のれんの償却額	3,811百万円	3,811百万円
顧客関連資産の償却額	4,228百万円	3,837百万円

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

収益の構成は次の通りです。

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
委託者報酬	95,739百万円	102,113百万円
運用受託報酬	14,651百万円	15,156百万円
投資助言報酬	2,048百万円	2,211百万円
成功報酬(注)	1,499百万円	1,999百万円
その他営業収益	23百万円	26百万円
合計	113,962百万円	121,507百万円

(注) 成功報酬は、前事業年度においては損益計算書の運用受託報酬、当事業年度においては損益計算書の委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 及び第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当はありません。

第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当はありません。

第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
親 会 社 の 子 会 社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	7,474	未払 手数料	1,579
	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	13,932	未払 手数料	2,404

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
親 会 社 の 子 会 社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	8,140	未払 手数料	1,870
	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	16,655	未払 手数料	3,137

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません

(1株当たり情報)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	1,975,862円96銭	2,021,173円74銭
1株当たり当期純利益金額	345,535円19銭	321,310円79銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益金額	13,821百万円	12,852百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	—	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	13,821百万円	12,852百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
（うち普通株式）	(24,490株)	(24,490株)
（うちA種種類株式）	(15,510株)	(15,510株)

(注1) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって見積りの公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社の関連会社であるPayPayアセットマネジメント株式会社に対する出資比率が、2023年10月6日付で49.9%から23.4%に引き下がりました。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

# 約 款

## 運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の別に定める運用の基本方針は、次のものといたします。

### 基本方針

この投資信託は、MSCIコクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

### 運用方法

#### (1) 投資対象

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ①主として、MSCIコクサイ・インデックスを構成している国（地域を含みます。）の株式を主要投資対象とする外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券（以下、「マザーファンド受益証券」といいます。）に投資を行い、MSCIコクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指します。
- ②株式の実質組入比率は、高位を維持することを基本とします。
- ③運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の実質組入時価総額と株価指数先物取引等の買建玉の実質時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ④マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。
- ⑤実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑥市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。
- ⑦信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑧信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑨信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

#### (3) 投資制限

- ①株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ④同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。（ただし、MSCIコクサイ・インデックスを構成している株式を除きます。）
- ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥同一銘柄の転換社債、ならびに同一銘柄の新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し

得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

- ⑦投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑧外国為替の売買の予約取引は、約款第29条の範囲で行います。
- ⑨みなし有価証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%未満とします。
- ⑩一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益（繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。
- ②分配金額は、委託者が基準価額の水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。



## 追加型証券投資信託 MHAM外国株式インデックスファンド 約款

### <信託の種類、委託者および受託者>

第1条 この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメントOne 株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

### <信託事務の委託>

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

### <信託の目的および金額>

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

### <信託金の限度額>

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

### <信託期間>

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第48条第1項、同条第2項、第49条第1項、第50条第1項および第52条第2項の規定による信託終了の日までとします。

### <受益権の取得申込みの勧誘の種類>

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

### <当初の受益者>

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

### <受益権の分割および再分割>

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権について100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### <追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法>

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国におけ

る計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③第29条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

#### <信託日時の異なる受益権の内容>

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### <受益権の帰属と受益証券の不発行>

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けるとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

#### <受益権の設定に係る受託者の通知>

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### <受益権の申込単位および価額>

第13条 委託者は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、原則として、委託者が自ら定める申込単位をもって当該取得の申込みに応ずることができるものとします。

- ②委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいい、以下、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、指定販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める申込単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。
- ③前2項の取得申込者は指定販売会社または委託者に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社または委託者（第46条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ④第1項および第2項の規定にかかわらず、取得申込日が別に定める海外市場の休業日または海外主要都市の銀行の休業日のいずれかと同日の場合には、原則として受益権の取得申込みの受付は行いません。
- ⑤第1項および第2項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および

当該手数料に係る消費税ならびに地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円とします。

- ⑥前項の手数料の額は、委託者および指定販売会社が、それぞれ別に定めるものとします。
- ⑦前各項の規定にかかわらず、委託者は委託者の自らの募集に応じた受益者が第43条第3項に基づき収益分配金を再投資する場合、ならびに指定販売会社が受益者と結んだ別に定める収益分配金の再投資に関する契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合においては、1口の整数倍をもって当該取得の申込みに応ずることができるものとします。この場合の受益権の価額は、原則として第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧前各項の規定にかかわらず、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者および指定販売会社は、受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。

#### <受益権の譲渡に係る記載または記録>

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### <受益権の譲渡の対抗要件>

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### <投資の対象とする資産の種類>

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第24条、第25条および第26条に定めるものに限りません。）
  - ハ. 金銭債権
  - ニ. 約束手形（イ. に掲げるものに該当するものを除きます。）
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

#### <運用の指図範囲>

第17条 委託者は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne 株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」とい

ます。) および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人が発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの(外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第6号の証券または証書の性質を有するプリファードセキュリティーズ(ハイブリッド型のプリファードセキュリティーズを含みます。))およびこれらに類するものを含みます。)
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、プリファードセキュリティーズ(投資証券および投資法人債券のハイブリッド型のものを含みます。))に該当するものを含みます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。)
20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第14号の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券(投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

7. 金銭債権（ただし、流動性のあるプリアードセキュリティーズに該当するものに限り、前各号で該当するものならびに前項第12号および同項第14号に定める証券または証書を除きます。）

8. 投資事業有限責任組合契約または有限責任事業組合契約に基づく権利その他の権利（金融商品取引法第2条第2項第5号に定めるものをいいます。）

9. 外国の法律に基づく権利であって前号に掲げる権利に類するもの（リミテッド・パートナーシップ（LP）（マスター・リミテッド・パートナーシップ（MLP）に該当するものを含みます。）を含みます。）

10. 合名会社もしくは合資会社の社員権または合同会社の社員権（金融商品取引法第2条第2項第3号で定めるものをいいます。）

11. 外国法人の社員権で前号に掲げる権利の性質を有するもの（リミテッド・ライアビリティー・カンパニー（LLC）（マスター・リミテッド・パートナーシップ（MLP）に該当するものを含みます。）を含みます。）

なお、第5号、第6号および第8号から第11号までの権利等を以下「みなし有価証券」といいます。

③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および取引所金融商品市場（金融商品取引法第2条第17項に規定する金融商品市場をいいます。）または外国金融商品市場に上場等（不動産投資信託証券については、予定を含みます。以下同じ。）され、かつこれらの市場において常時売却可能（市場の急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥委託者は、信託財産に属するみなし有価証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するみなし有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の50以上となる投資の指図をしません。

⑦前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券、新株予約権証券、投資信託証券およびみなし有価証券の時価総額の割合をそれぞれ乗じて得た額をいいます。

#### <利害関係人等との取引等>

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営

等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第30条において同じ。)、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条、第24条ないし第27条、第29条および第33条ないし第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条、第24条ないし第27条、第29条および第33条ないし第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

#### <運用の基本方針>

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

#### <投資する株式等の範囲>

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ②前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### <同一銘柄の株式等への投資制限>

第21条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。（ただし、MSCIコクサイ・インデックスを構成している株式を除きます。）

- ②委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③前各項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合をそれぞれ乗じて得た額をいいます。

#### <同一銘柄の転換社債等への投資制限>

第22条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドに属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ②前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### <信用取引の指図>

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとし、

- ②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとし、

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### <信用リスク集中回避のための投資制限>

第23条の1の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### <デリバティブ取引等に係る投資制限>

第23条の2 委託者は、デリバティブ取引等（デリバティブ取引とは、金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいいます。）を含みます。以下「デリバティブ取引等」といいます（ただし、この信託において取引可能なものに限り、以下同じ。）。）について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

#### <先物取引等の運用指図・目的>

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとし、（以下同じ。）。

- ②委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

- ③委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引

所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### <スワップ取引の運用指図・目的>

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

#### <金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的>

第26条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ②金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

#### <有価証券の貸付の指図および範囲>

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ②前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### <特別の場合の外貨建有価証券への投資制限>

第28条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### <外国為替予約の指図および範囲>

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ②前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と、売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額



を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は、所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### <信託業務の委託等>

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### <混蔵寄託>

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### <信託財産の登記等および記載等の留保等>

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### <一部解約の請求および有価証券の売却等の指図>

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### <再投資の指図>

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### <資金の借入れ>

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ②一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金等および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とします。
- ③収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### <損益の帰属>

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### <受託者による資金の立替え>

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ②信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### <信託の計算期間>

第38条 この信託の計算期間は、毎年5月9日から翌年5月8日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、平成22年11月19日から平成23年5月8日までとします。

- ②前項の規定にかかわらず、前項の原則により計算期間終了日に該当する日（以下「当該日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

#### <信託財産に関する報告等>

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### <信託事務の諸費用および監査費用>

- 第40条 信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用に係る消費税等相当額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用に係る消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ②前項の信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用に係る消費税等相当額は、第38条に規定する毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

#### <信託報酬等の総額>

- 第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の75以内の率を乗じて得た額とします。
- ②前項の信託報酬は、第38条に規定する毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
  - ③第1項の信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### <収益の分配方式>

- 第42条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
1. 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
  2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- ②前項第1号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
  - ③毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越すものとします。

#### <収益分配金、償還金および一部解約金の支払い>

- 第43条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社

の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

- ②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該再投資にかかる売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金(受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受付けた受益権に帰属する収益分配金を除く。)をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みに応じたものとします。当該再投資にかかる受益権の取得申込みに応じたことにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ④一部解約金は、第47条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑥前各項(第2項および第3項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。
- ⑦収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑧前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

#### <収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責>

第44条 受託者は、収益分配金については第43条第1項に規定する支払開始日および第43条第2項に規定する支払開始前までに、償還金については第43条第5項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第43条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じないものとします。

#### <収益分配金および償還金の時効>

第45条 受益者が、収益分配金については第43条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第43条第5項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託

者に帰属します。

<委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関>

第46条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

<信託契約の一部解約>

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に対し、委託者が自ら定める単位または指定販売会社が委託者の承認を得て定める解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ②受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者（委託者の自らの募集にかかる受益権についての場合に限ります。）または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ③委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合は、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤委託者は、一部解約の実行の請求日が別に定める海外市場の休業日または海外主要都市の銀行の休業日のいずれかと同日の場合には、原則として第1項の一部解約の実行の請求の受け付けは行いません。
- ⑥委託者は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付けの中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付けを解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が第5項に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることが出来る日とします。）に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

<信託契約の解約>

第48条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ②委託者は、信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③委託者は、前各項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤第3項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提

案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

#### <信託契約に関する監督官庁の命令>

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し信託を終了させます。

②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

#### <委託者の登録取消等に伴う取扱い>

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### <委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い>

第51条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### <受託者の辞任および解任に伴う取扱い>

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### <信託約款の変更等>

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数

をもって行います。

⑤書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### <反対受益者の受益権買取請求の不適用>

第54条 この信託は、受益者が第47条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

#### <他の受益者の氏名等の開示の請求の制限>

第55条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

#### <運用報告書に記載すべき事項の提供>

第55条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供します。

②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

#### <公告>

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。  
<https://www.am-one.co.jp/>

②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### <質権口記載または記録の受益権の取り扱い>

第57条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

#### <信託約款に関する疑義の取扱い>

第58条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

#### (付則)

第1条 第26条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および

当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- ②第26条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成22年11月19日

委託者 東京都港区三田三丁目5番27号  
みずほ投信投資顧問株式会社

受託者 東京都中央区八重洲一丁目2番1号  
みずほ信託銀行株式会社

#### 約 款 付 表

##### 1. 別に定める海外市場の休業日および海外主要都市の銀行の休業日

約款第13条第4項および第47条第5項の「別に定める海外市場の休業日または海外主要都市の銀行の休業日」とは、次に定めるものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日



親投資信託  
外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

約款

運用の基本方針

約款第16条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

海外の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- 1) 主に海外の株式に投資を行い、MSCIコクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み）に連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 2) 株式への投資は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- 3) 組入外貨建資産については原則為替ヘッジは行いませんが、金利・為替状況によってはヘッジを実施する可能性があります。
- 4) 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- 5) 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- 6) 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- 1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において、原則として信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 3) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、原則として信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 4) 外貨建資産への投資には、制限を設けません。
- 5) 有価証券先物取引等は約款第20条の範囲で行います。
- 6) スワップ取引は約款第21条の範囲で行います。
- 7) 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第22条の範囲で行います。
- 8) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為

替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

9) 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

10) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。